

# タイ・バンコク・クロントイ地区の 共有空間についての一考察

—小さな共有空間と共有的な側面のある私的空間の使用と役割について—

西堀 隆史

## 1. はじめに

タイ・バンコク都市部東側に位置する行政区のひとつであるクロントイ区は、バンコク中心部から南東にはしるスクンビット通り沿いの BTS ナナ駅の東側を南北にはしるチャロン・マハ・ナコーン高速度道路と並行にはしるドゥアン・ピティタック通りとスクンビット通りの交差点周辺から、オンヌット駅西側のスクンビット Soi 52 通りとスクンビット通りの交差点周辺までのスクンビット通り南側から、チャオプラヤ川沿いのクロントイ港からバンコク港<sup>\*1</sup> 周辺までの地域（図 A-1 参照）である。この論稿ではクロントイ区内のほぼ中央を東南東にはしるラマ 4 世通りの南側を同方向にはしるチャロン・マハ・ナコーン高速度道路高架下のクロントイ運河と交通量の多い多車線のアト・ナロン通りの南側、クロントイ港の敷地の北側を東南東にはしるダムロンラティ・ピパット通りを中心とした住宅が密集した地区をクロントイ地区（図 A-2 参照）と呼ぶこととする。クロントイ地区は 1930 年代後半に始まったクロントイ港の建設に伴う開発が行われてきたチャオプラヤ川沿岸の港湾地域に隣接しており、運河と幹線道路、港湾の敷地に囲まれていることから、地区への出入り口が限定されている。このクロントイ港を中心とした道路などのインフラと工場や倉庫などの地域全体の大規模な開発の労働力として、タイのさまざまな地方から職を求めて移住してきた人々が 80 年ほどの期間をかけて形作ってきたのが現在のクロントイ地区であり、積み上げられた生活環境の変遷の痕跡が大きく残っている。



図 1：クロントイ地区からバンコク都市部への景観

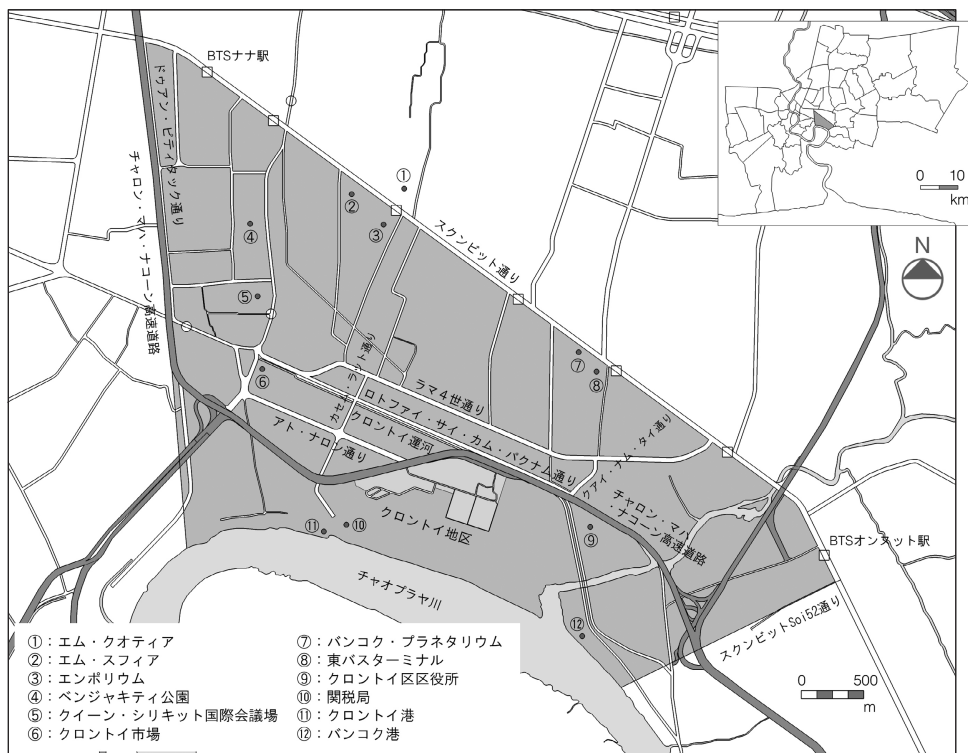


図 A-1: クロントイ区

一年を通して高温多湿で雨期と乾期のある気候と海拔の低い平地を中心とした国土のタイの食、道具と料理法、衣服、住まいなどは、環境に即した形で発展し、地域特性のある生活環境を形作ってきた。この生活環境を形成する要素の一つである環境内に潤沢にある材料である木材を使用した建築物は、高温多湿対策としての建物内の通気や、雨期には雨が集中して降ることによる洪水などの特徴的な環境に適応したものであり、個々の居住空間内の生活環境において、日常生活の中における共有の形をつくる一側面であった。また、地形、環境からくる食文化や生活環境における生業、宗教などから形作られる集落の形成や寺院などの建築物においても、共有に関する考え方は構築されてきた。第二次世界大戦以前のアジアの植民地時代には、植民地間の緩衝地として独立を保ったタイは、場所性から生まれた生活環境や文化の基盤が残存していることが多く、現在の都市空間内にもその痕跡が散見される。本稿では、80年ほどの期間にわたる成り立ちと発展の痕跡が大きく残るクロントイ地区における共有空間の使用の現状を整理・分析することにより、場所本来の生活環境と培われた文化が現在の都市空間の変化・発展に与える影響の一側面を確認することを目的としている。

クロントイ地区での現地調査を、神奈川大学アジア研究センターの個別研究助成金により2025年3月13日から3月20日の期間に行った。現地において多大な尽力を頂いたデュアン・プラティープ財団のFai氏とPraph氏、家屋や敷地の調査および聞き取り調査にご協力頂いたクロントイ地区の住民の方々、キングモンクット工科大学トンプリ校建築学科のKisnaphol Wattananwanyo氏、また、多方面にわたり多大な援助を頂いたKevin Vibhasivanthath氏に感謝の意を表したい。

## 2. クロントイ地区の概要と現状

### (1) クロントイ地区周辺と位置的特異性

クロントイ運河の北側を並行にはしるロトファイ・サイ・カム・パクナム通り沿いの北側には、ショップハウスを中心とした低層建築物が並び、建物間の幾本もの路地により、大型ショッピングモールや

高層ビルが立ち並ぶ幹線道路であるラマ4世通りにつながっており、南側の運河沿いには戸建ての木造住宅や店舗などの建築物が並んでいる。クロントイ地区の北側は、高速道路高架下のクロントイ運河および終日交通量の多い多車線の幹線道路であるアト・ナロン通り、さらに高速道路の高架への入り口車線によって、最も近隣のロトファイ・サイ・カム・パクナム通り沿いの地区と隔たれている。クロントイ地区の人々は建物の隙間を抜けてアト・ナロン通りを横切ることもあるが、来訪者が徒歩で交通量の多いアト・ナロン通りを横切ることができる箇所としては、東の入り口前の信号がある横断歩道（図A-2：A）と西の入り口近くにある歩道橋（図A-2：B）だけであり、それらの歩道橋と横断歩道の間は道路に沿って800mほどの距離がある。車両による地区への入り口は、歩道橋の南西に一つと横断歩道のある箇所のみである。また、地区から直接クロントイ運河を渡る歩道橋（図A-2：C）は、歩道橋と横断歩道の中程にある一本のみであり、近隣の徒歩または車両で運河を横断できる西側のカセム・ラット通りと東側のクアイ・ナム・タイ通りの間は、クロントイ地区をほぼ中央にして約2.7kmの距離がある。

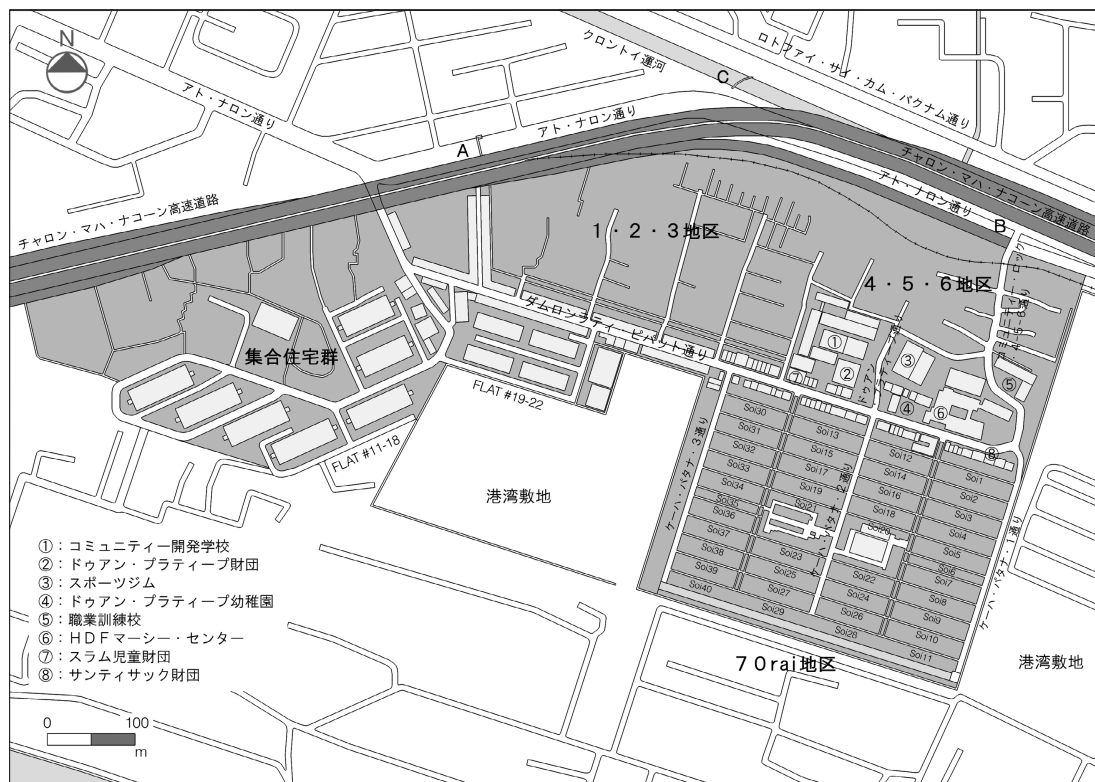


図 A-2：クロントイ地区

地区の南西側には関税局などの港湾関連の行政区画があり、地区の北西部分のアト・ナロン通りの向かいにある10棟の低層集合住宅群はアト・ナロン通りによって隔てられていることもあり、建物の外観や周辺の整備などから生活環境の違いが見て取れる。また、アト・ナロン通りと高速道路が北西側にある部分を越えて約1kmの距離にある、格子状の区画に2、3階建てのショップハウスが並ぶ地区には、市場が開かれる時には道路部分にも生鮮食品などの屋台が並ぶクロントイ市場がある。この市場近隣にはクロントイ運河を渡る歩道橋があり、北側地区とつながっている。このクロントイ市場周辺はクロントイ地区の人々も利用するとのことであるが、アト・ナロン通りの横断の不便さや距離的な側面などにより、地区間の物理的な連続性は薄い。東側と南側は港湾の敷地であり、ブロックでできた約4mの壁越しにコンテナが積まれているのが間近に見える。このようにクロントイ地区はクロントイ運河とアト・ナロン通り、さらには港湾の敷地に囲まれていることによって出入りが制限され、地区は物

理的に閉じられた形となっている。

## (2) 地区への出入り口と中央通りダムロンラティ・ピパット通り

クロントイ地区への東側の入り口である北側を走るアト・ナロン通りと高速道路の入り口車線の横断歩道がある箇所から、地区内を南北に走るコミュニティー・ロック・4-5-6 通りに入り、小中学校、職業訓練校、幼稚園、寺院などの公共建物やスポーツジムなどの施設がある区画を抜けると、地区の中央を東南東に走るメイン通りであるダムロンラティ・ピパット通りに出る。西側の入り口は地区の北側を東西方向に走るアト・ナロン通りが北から南に蛇行するカーブの中程に南側に分かれる通りがあり、その通りが二手に分かれる部分で東南東に入るダムロンラティ・ピパット通りに名称が変わる。このダムロンラティ・ピパット通りの東側半分は戸建ての店舗や住宅と数階建ての社会福祉団体関連の建物が並び、西側半分は4、5階建ての通りに面した一階を商業用とし上階を居住用とする長屋であるショップハウスが区画ごとに通りに沿って連結して並ぶ。通りに面した一階部分を店舗や事務所などとして使用しているショップハウスが多く、建物前面には飲食関連などの屋台が軒を並べているところも多い。



図2：ダムロンラティ・ピパット通り西側（左）・東側（右）

## (3) クロントイ地区内の区分

クロントイ地区は地区内の細かい行政の区分と集落内の管理運営により、地区内の住宅密集地域は大きく1・2・3地区、4・5・6地区、70 rai地区の3つに分けられ、ダムロンラティ・ピパット通りの北西側が1・2・3地区、北東側が4・5・6地区、南東側が70 rai地区となっている。通りの南西側には行政によって建てられた4棟の5階建ての集合住宅群を中心とした区画があり、その西側には8棟の5階建ての集合住宅群を中心とした区画と警察関係者用の寮を含めた警察の区画がある。クロントイ地区で活動するドゥアン・プラティーブ財団の説明によると、1・2・3地区の人口は約5,000人（約1,200家庭）、4・5・6地区は約2,200人（約630家庭）、70 rai地区は約9,000人（約1,800家庭）<sup>\*2</sup>とのことである。ダムロンラティ・ピパット通りの北側の1・2・3地区と4・5・6地区は、港湾労働者のみならず、地区内のインフラや工場の開発に伴い労働力として集まった人々や、労働者の集まりを商売の機会として集まってきた人々が多く居住している。通りの南東側の70 rai地区は港湾の開発に伴い区画が整備された地区で、路地ごとに組合があり、多くの港湾労働者が居住している。また、港湾開発以前のチャオブラヤ川沿いは水田として利用されており、そこに居住していた農民も区画の整備後に安価に土地を借りて居住したとのことで、現在もそれらの家族が継続して居住しているところもある。これらの人々に加え、港湾や地域の開発とは無関係に低価格の生活環境を求めて移転してきた人々や、カンボジア・ミャンマーなどからの港湾労働者としての移住も近年増えている。クロントイ地区内には、世界的に著名な社会福祉団体であるドゥアン・プラティーブ財団やHDFマーシー・センターの他にも、スラム児童財団やサンティサック財団などのいくつかの社会福祉団体が活動している。

#### (4) クロントイ地区内の生活環境の現状と今後の計画

クロントイ地区は不衛生な環境や病気の蔓延、ドラッグ関連の犯罪や傷害事件が多いことで有名であった。地区の環境は徐々に整備され、病気の蔓延も減り、警察の頻繁な介入と行政や地区内団体の努力により、以前に比べて治安は改善しているとのことであるが、ドラッグの流入や軽犯罪は依然として少なくはなく、危険を感じるという声も多い。地区内に長く居住する人々からは、地区内の集落としての結束や住民間の相互援助、地区内での仕事の確保、生活上の利便性などの利点が聞かれるが、近年移転してきた人々や地区外に仕事を持つ人々からは地区の閉塞感や衛生環境の不備などの声が聞かれた。また、地区外におけるイメージは根強く、クロントイ地区在住であることによる障壁もあるとのことである。

クロントイ地区はバンコクの中心部に近い地区としては有数の大規模開発の余地を残した地区であり、長年にわたり開発案が提案されてきたが、行政の提案する高層住宅建物の居住環境と地区の住民の居住実態との大きな差異などから生じる住民の反対もあり、政治的な変化が大きい近年のタイ国内事情や経済的変化の中で開発案は二転三転してきた。2025年8月からは新たな政権となり、今後については不透明であるが、2024年8月に発足した政権によるクロントイ地区の新たなカジノ開発計画案の発表についても住民から多くの不安が聞かれた。政府の住民への提案としては、新たに建設される集合住宅に居住するか、金銭の提供を受けて他の地区に移転するかの二択での計画であったとのことである。地区全体の開発については度々議論されており、どこかの段階で開発案が実施に移されれば、地区は完全に様変わりするであろう。

### 3. クロントイ地区内の各地区の現状

#### (1) 1・2・3地区と北西側高速道路高架下区画の現状

ダムロンラティ・ピパット通り沿いのスラム児童財団の西側の通りは、東側がコミュニティー開発学校の壁になっている区画を抜けて北北東に伸びている。その通りの西側が1・2・3地区であり、ダムロンラティ・ピパット通りとの間は主にショップハウスによって隔てられている。ダムロンラティ・ピパット通りのショップハウスの間から北方向に入る5本の通りから、いくつもの路地が伸びており、曲がりくねりながら交わり、路地の両側にはさまざまな形状の戸建て住宅がひしめき合っている。この地区はクロントイ港の開発以前は池および沼地であり、クロントイ港の建設に伴い水深が浅いチャオブラヤ川に大型船舶を入港させるために掘り出した土砂をこの地区に移動させたことにより出来た地盤であり、現在でも水路や池が路地の緑や家屋の下に確認できる。この水が多い地面に杭を打ち、その杭の上に建てた家屋もいくつか現存する。これらの現存する杭は鉄筋コンクリート製のものがほとんどであり、住居の建設当時に政府の援助により杭の施工が行われたとのことである。この成り立ちによる地盤の脆弱性が、倒壊した家屋や傾いている家屋のある敷地、さらにはゴミが積まれている家屋跡地などが

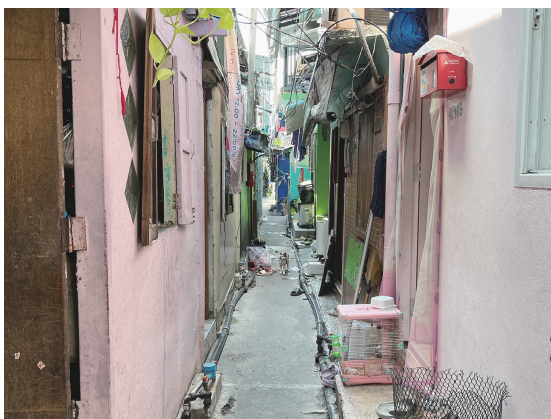


図3：1・2・3地区内路地（左）・貨物列車線路沿い（右）

地区内に点在する一因となっている。このような敷地のいくつかは行政や企業の寄付、または土地の所有者による整備により、周辺住民のための共有空間となっているところもある。以前は路地の舗装がされておらず、地区は埃が多かったとのことであるが、10年ほど前にコンクリートで舗装され、給排水のパイプが路地の縁に設置された。路地幅は狭く蛇行しているものが多く、曲がり角や交差点も多いため、車両の通行はできない。入り組んだ路地内に雑貨店や飲食店が点在し、移動野菜売りやアイスクリーム売りがカートを押して回っている。この地区の北側には運用中の貨物列車の線路があり、その線路の際まで家屋が立ち並んでいる。また、木造家屋が密集しているために火事が広がることが多く、幾度かの大火事に見舞われており、近年この大火事に対応するために財団と地元有志による消防団が設立され、常に対応できるようにしているとのことである。

また、1・2・3地区と隣接する居住区画あるいは一部となる区画として、1・2・3地区の北西側を走る高速道路高架下周辺の線路沿いに、地区内の整備に伴い移転を求められた人々が住居を構えている。この区画の木造の戸建て住宅に居住する飲料の配達業務に従事していたSawai氏（84）によると、移転要請が出た当初に移転した人々には高架下における住居の建設が認められていたとのことである。これにより木造の戸建て住居や店舗も見られるが、後に高架下における建物の建設が禁止されたことにより、さまざまな材料を積み上げて居住空間を造った個々の住居の占有領域の境界が明確でないバラック様の住居も点在することとなったとのことである。



図4：高架下のバラック様住居（左）・Sawai氏の木造戸建て住居（右）

### (3) 4・5・6地区の現状

ダムロンラティ・ピパット通りから北に入るドゥアン・プラティープ通りの西側にあるドゥアン・プラティープ財団とコミュニティー開発学校を抜けると、ドゥアン・プラティープ通りは東に折れ、クロントイ地区北側のアト・ナロン通りから地区の入り口となる南北に走る通りであるコミュニティー・ロック・4-5-6通りに突き当たる。コミュニティー・ロック・4-5-6通りの両側の路地沿いには、さまざまな形状の戸建て住宅がひしめき合っており、西側はコミュニティー開発学校の西側の路地で1・2・3地区と隣接している。このコミュニティー開発学校の北側の地区から、コミュニティー・ロック・4-5-6通りを挟み、東側の港湾の敷地との間の壁までの地区が4・5・6地区である。ドゥアン・プラティープ通りが東西に走る部分の南側は、ドゥアン・プラティープ財団幼稚園、スポーツジム、職業訓練校、HDFマーシー・センターなどの3~4階建ての公共建物が建つ区画となり、コミュニティー・ロック・4-5-6通りの東側の住宅区画と職業訓練校の間、西側の住宅区画とコミュニティー開発学校の間は壁で区切られている。コミュニティー・ロック・4-5-6通りの北端はアト・ナロン通りと高速道路の入り口へと続く道路と交わり、クロントイ地区への出入り口となっている。この北端交差点にはモーターバイク・タクシーの乗り場の東屋、通り沿いにはさまざまな店舗や屋台があり人通りも多い。

1・2・3地区とは隣り合い連続した地区であり、路地と家屋の状態や成り立ち、地盤の脆弱性などに

は共通の特性がある。この地区の路地も1・2・3地区の路地同様に狭く、車両の通行はできず、1・2・3地区と同様に水場が下に確認できる古くからある家屋や倒壊した家屋のある敷地などがある。この地区の北側にも貨物列車の線路が続き、南側は家屋が線路際まで建っているが、北側は建物自体が疎らで木々によって北のアト・ナロン通りと隔たれており、線路沿いを東に進むと北側には建物がほとんど見られない。東側は港湾の敷地であり、約4mの高さのブロック製の壁で区切られている。この地区も木造家屋が密集していることから幾度かの大火事に見舞われており、地区内には焼失後の再建がCPグループなどのタイ国内の企業や団体の寄付により進んでいる区画もある。



図5：コミュニティー・ロック・4-5-6通り（左）・4・5・6地区内路地（右）

#### (4) 70 rai 地区の現状

70 rai 地区は、格子状の区画計画を基にしていることが確認でき、南北3本の通りおよび中央に2本の水路がある通路と、東西11本の車両通行不可の細い路地および南側の境界沿いの水路による格子状の区割りであり、中央にフットサル場やムエタイジムなどの公共施設や店舗がある広い区画が位置している。この格子状の区画に、外観の材料的な側面も含めた多種多様な形状の平屋および2階建ての住宅が整然と並んでいる。地区内には飲食店や雑貨店、薬局や美容室、エアコンやバイクの修理店などの個人商店に加えて、中央区画にはスーパーマーケットやゴミの集荷・分別業者の敷地などもある。地区全体は、東西の両側と南側で港湾の敷地に隣接しており、約4mの高さのブロック製の壁で区切られている。この地区内には複数の空き地が計画的に配置されており、南北に流れる水路の上や東側と南側の港湾の敷地との境界の壁と通りや水路との間、以前は家屋が並んでいた区画を空き地として使用しているとところなど、いくつかの種類の共有空間がある。また、路地の際には生活空間としての使用が見られ、



図6：70 rai 地区ケーハ・パタナ・2通り（左）・地区内路地（右）

路地を遊び場としている子供たちや、料理やバイクの修理などの作業場としている人々も多く見られる。

70 rai 地区の敷地は港湾の所有であり、各敷地は月額 300 THB から 350 THB (1 THB=4.28 JPY : 2025 年 4 月 14 日参照) で賃貸されており、各敷地の住宅建物は、持ち主が居住している家屋もあれば、賃貸している家屋もあり、住民への聞き取りによると賃料は月額 1,500 THB から 2,000 THB 程とのことである。

#### (5) ダムロンラティ・ピパット通り南側と西側の集合住宅区画の現状

70 rai 地区の西側の港湾区画を挟んだダムロンラティ・ピパット通り南西側のショップハウスの裏手に、1996 年の港湾内で起きた化学物質の爆発により家屋を失った人々のための 4 棟の 5 階建ての集合住宅建物が 1999 年に建てられた。これらは、クロントイ地区内の集合住宅建物の No. 19 棟から No. 22 棟となり、20 年以上前に建てられた No. 1 棟から No. 18 棟とは異なる造りとなっている。ダムロンラティ・ピパット通りの南側に並ぶショップハウスの間から南方向に入る通りの西側の中程に、この集合住宅区画の出入り口がある。この通りは L 字型になっており、集合住宅区画を抜けると西方向に折れ、南側の集合住宅建物と港湾の敷地との壁の間をはしり、区画の反対側で別の通りに出る。通りの西側および集合住宅区画の南側の壁沿いには店舗や倉庫となっている平屋の建物が並んでおり、東側にはフットサル場と集会場がある。集合住宅区画の中央には駐車場があり、南側の港湾との壁沿いの通りと北側のショップハウスの裏手の駐車場が、東西と中央の通路でつながっている。この区画は壁とショップハウス、店舗などの建物により囲まれているが、L 字型の通りと建物の配置などにより、境界が曖昧な区画である。

この 4 棟の集合住宅建物がある区画の西側、ダムロンラティ・ピパット通りの西端が北方面に折れる部分の南側には、1976 年に港湾行政により建設された 8 棟の 5 階建ての集合住宅建物がある。この地区にある集合住宅建物が No. 11 棟から No. 18 棟であり、その南側には集合住宅区画に隣接する警察関係者の寮を含む警察の区画がある。この 8 棟の集合住宅には、港湾の円滑な運営に必要な最低限の労働力を確保するための戸数が用意されており、優先的に正規に雇用された港湾労働者に提供されている。これらの住宅建物の戸は港湾労働者のみならず、公務員である港湾の職員にも提供されているが、港湾の職員の多くはこの集合住宅建所に居住せず、賃貸としていることが多く、港湾労働者だけでなく様々な属性の人々も居住している。この集合住宅区画は、壁による境界がある部分もあるが、クロントイ地区から西側の区画への移動に便利な道路に面しており、区画内にも幾つかの道路がはしっている。道路に面した集合住宅建物の 1 階部分は店舗や事務所のある建物も多く、地区の運動場なども隣接した開放的な区画である。

この 8 棟の区画の北西のアト・ナロン通りの向かい側に No. 1 棟から No. 10 棟があるが、区画の環境整備の度合いや近年の塗装を含む建物の状態など、No. 11 棟から No. 18 棟とは異なる部分が多い。この集合住宅区画は、クロントイ地区の境界を形成する要素の一つであるアト・ナロン通りの北側に位置



図 7 : No. 19 棟-No. 22 棟の集合住宅 (左)・No. 11 棟-No. 18 棟の集合住宅 (右)

し、オフィスビルや大型ショッピングモールがある幹線道路であるラマ4世通りなどの北側の都市部へアクセスしやすいカセム・ラット通りに面した地区であり、クロントイ地区ではなく北側の都市部につながる地区に属しているように見受けられる。

## 4. クロントイ地区の各地区における共有空間

クロントイ地区の共有空間では、小屋の設置や隣家の家屋の拡張などによる私的な占有、植え込みや水槽の設置や植木鉢を配置して庭的に改変することによる開放的な使用、料理や洗濯などの作業場としての使用、屋根などの構造体や物の配置により領域の示唆など、さまざまな形での私的な使用がある。また、家屋間の隙間や港湾との間の壁際の土地などの空いている空間の共有使用や、家屋と路地の間や自身の土地を開放することによる私的な空間の共有的な使用もみられる。クロントイ地区内の各地区における成り立ちや発展の違いからの差異も踏まえ、各地区における事例を検証することにより、クロントイ地区内における共有空間あるいは共有的側面を持つ空間を分類していく。

### (1) 1・2・3地区の共有空間使用

#### 1・家屋倒壊後の敷地の利用による空間使用

- ・周辺の住民のためにつくった庭園

1・2・3地区においてアト・ナロン通りが北東を走る部分の中程から南側に40mほど入ったところに、家屋が火事により焼失した後の敷地の一面に小さな家屋を建て、残りの敷地の半分を中央の木製ベンチの周りに植物や花などを植えた植木鉢を並べた庭園とし、残りの半分を駐輪場などとして近隣の住民のために開放している小さな共有空間がある。この敷地の所有者であるEed氏(65)は自身が生まれ育ったこの地区に大きな愛着を持っており、コミュニティーを大切にしたいという思いから、火事後の敷地に火事以前と同様の大きさの家屋を再建するのではなく、家屋は敷地の一部を使用した最小限の大きさに留め、その他の部分に周辺住民と共有できる場所を自身で造ったとのことである。この敷地は鍵型道路とT字路が交わった角地の突き当りにEed氏の家屋があり、家屋の南側が庭園部分となっており、その庭園部分南側の駐輪場が南側の住居の並びに対して開放されている。周辺は2階建ての家屋に囲まれており、住宅密集地内のポケット的空間となっている。

Eed氏の妹のChai氏(55)によると、周辺住民が集まることが多く、直接面している南側と東側の家屋の住民は駐輪場や共有の屋外ダイニングとしても使用しており、Eed氏の意図に沿った形で使われているとのことであるが、私的な敷地であるため、親しくない人々からは敬遠されることもあるとのことである。家屋の調査をさせていただいたこの庭園のある路地の北西側斜め向かいの家屋で生まれ育っ

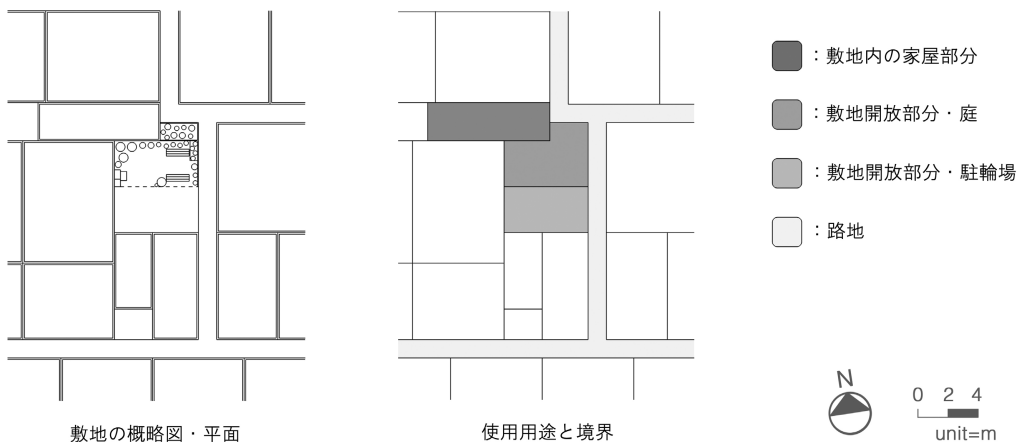


図 B-1 : Eed 氏敷地の概略図と空間使用・平面

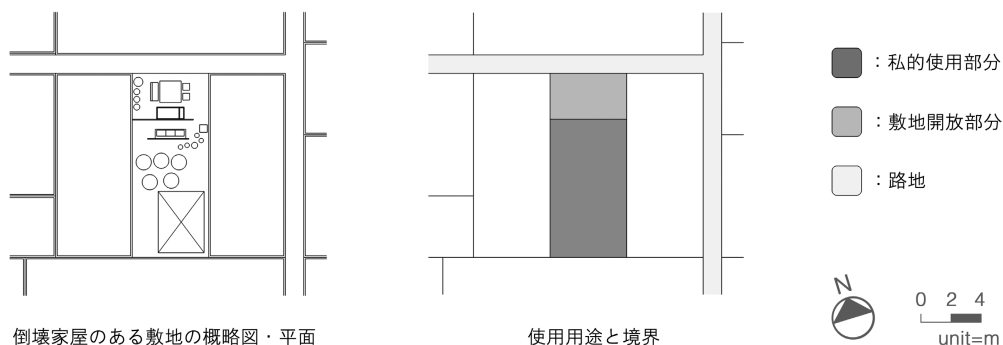


図8：Eed氏の箱庭（左）・箱庭から見た駐輪場と周辺家屋（右）

たReim氏（54）によると、Eed氏の庭は仲間内の集まりの場的な性格が強く、親しくない人々は集まらないとのことで、Reim氏自身も無関係に暮らしているとのことである。この敷地の北側庭園部分は路地に面しているが、簡易な柵で囲まれており、敷地の南半分は柵などで境界を作っておらず、開放されている。この敷地の境界の設け方により、敷地に方向性ができており、南側の住民に対する開放的な側面が大きくなっている。この敷地は外観的には開放的であるが、この敷地が開放面を直接的に囲む家々の住民と所有者と親しい人々による使用を主とした、限定された人々による共有空間となっている。

#### ・倒壊した家屋の残骸がある敷地の利用

1・2・3地区には地盤の脆弱性も相まって倒壊している家屋が所々に見られる。港湾において非定期的ではあるがコンテナ通関業務、船舶輸送や物流業務などの経験のある6人兄弟の家族出身のSe氏（42）は、以前自身が居住していた家屋が倒壊した敷地の路地沿いの部分を改変して近隣住民が集まるための場所を、コミュニティー開発学校の北西角から北に伸びる路地の一本目の路地を西に入って南側の二つ目の敷地につくっている。敷地内の家屋は地盤の脆弱性により徐々に傾いていき倒壊したとのことであり、倒壊した家屋の残骸を敷地内南側に放置したまま、家屋の残骸の隙間で闘鶏用の鶏を育てている。家族が近隣に住んでいるため、寝食に関する問題はないとのことである。路地沿いにテーブルと椅子が置かれ、南側の家屋の残骸との間に音響機器が設置されている。夜遅くまで音楽を流しているとのことであるが、タイにおける音に関する許容範囲が大きく寛容な側面や、この地区の集落の持つ家族的な側面から、周辺住民との間で問題が起こることはないとのことである。倒壊した家屋の残骸はそのままであるが、床材を水たまりなどがある水気の多い地面の上に設置し、敷地内の各所に移動できるようになっており、植林などの装飾が周囲に施されている。路地に面した共有を目的とした部分は物理的な境界のない開放的な空間配置であり、Se氏自身は誰の使用も辞さないとのことであるが、普段は仲



倒壊家屋のある敷地の概略図・平面

使用用途と境界

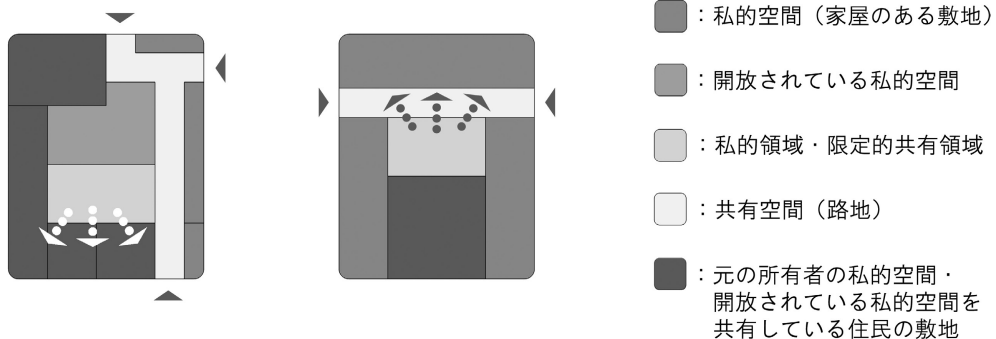
図B-2：Se氏敷地の概略図と空間使用・平面



図9：Se氏敷地の開放部分（左）・倒壊家屋（右）

間内の集まりに使われることが多く、限られた人々のための私的な側面の大きい共有空間となっていることである。

地区内での聞き取りによると、公私に関わらず住民間の距離感の近さへの言及は多いが、自身の所有する空間の保持と他の住民の空間との間の明確な線引きは存在しており、物理的に開放的な空間が必ずしも自由に使用されているのではなく、私的に開放された空間では限定的な人々による使用であることが多い。これらの空間は、物理的には開放されているが、人々の立場、見方や考え方により意味合いが異なり、共有的でも私的でもある空間となっている。



図B-3：Eed氏敷地（左）・Se氏敷地（右）の空間・領域分布

他の路地沿いにおいても倒壊家屋の残骸を残しながら路地沿いを使用している敷地はいくつか見られ、モーターバイク・タクシー業の女性は倒壊した家屋のある敷地の路地沿いにある倒壊家屋の床の一

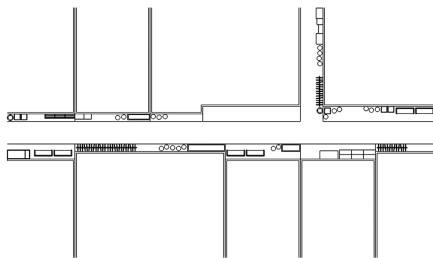


図10：ゴミが積まれた敷地（左）・IT系の事務所のある半倒壊した家屋（右）

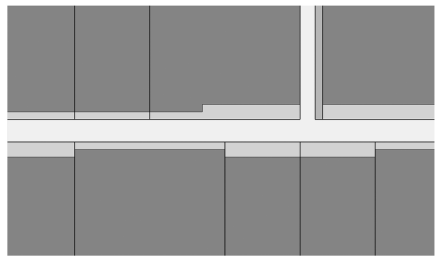
部と倒壊した屋根が作る日陰の部分を近隣住民との共有場所としている。また、半分倒壊した家屋の無事な部分の空間を借り受けてIT系の仕事をしている若者たちもいる。これらの家屋が倒壊した敷地の利用はすべての敷地について言えることではなく、建設業に従事している Porntip 氏（68）は完全に倒壊した家屋の残骸を均して放置してある敷地の一部に居住用の小屋を建て、隣の敷地にある家族の家屋と通路でつないで居住域を形成している。この Porntip 氏の例のように、倒壊した家屋のある敷地の一部に居住上の最低限の再建をして残りは放置している敷地や完全に放置されている敷地、ゴミが積まれている敷地など、さまざまな状態の敷地が地区内には点在する。

## 2・路地空間の使用

1・2・3地区の地区内の家屋の並びは計画的に配置されたものではなく、この家屋の並びの不均一性から路地幅は統一されてはいない。平均して1mから1.2m程、幅が広いところで1.5m程であり、主要な交通手段であるモーターバイクの交差が難しい箇所もある。地区内に駐輪場となる空き地が少ないため、路地際に停めてあるモーターバイクや、路地沿いに干してある洗濯物、ゴミ箱やゴミ置き場、掃除道具やキッチン関連の家財道具が路地際に置いてあるところが点在する。また、隣り合いつながっている同様の成り立ちを持つ地区である4・5・6地区でも同様であるが、もともとの不均一な家屋の配置により、一定の幅を規定して整備されたコンクリート舗装の部分との間に空間がある家屋も多い。これらの家屋と路地の間の空間では、壁や柵などの境界をすることによって路地との間を隔てず、路地との間に花壇や植木鉢、ベンチなどの配置、水道を設置したキッチンおよび洗い場や洗濯用の場所、洗濯物干し場などに使用しているところも多い。これらの空間では路地との干渉は少なく、コンクリートで舗



路地沿い空間使用の例：概略図・平面



使用用途と境界



- 
 : 私的部分（家屋のある敷地）
  : 私的使用部分（路地内）
 
- 
 : 私的使用部分（家屋敷地内）
  : 共有部分（路地）
 

図 C-1：1・2・3地区（4・5・6地区）内路地の概略図と空間使用・平面



図 11：ベンチのある路地（左）・水場が残る路地（右）

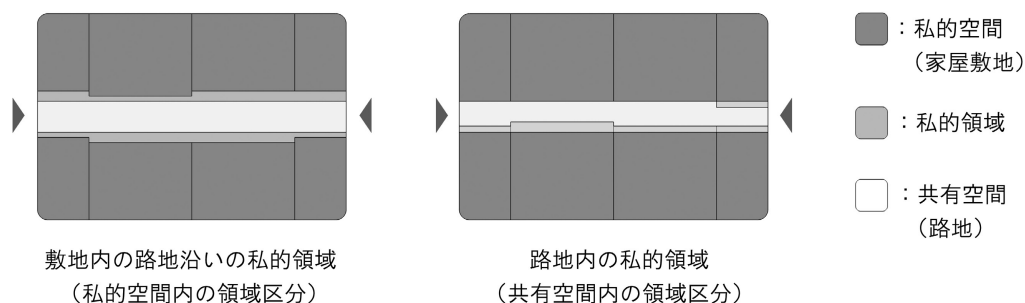


図 C-2 : 1・2・3 地区と 4・5・6 地区の路地における空間・領域分布

装された路地の通行に使用される部分は保持されている。また、不均一な家屋の配置により家屋間に生じた隙間的な空間が地区内には点在しており、その空間に面する家屋の住民によってさまざまな用途で使われている。

#### ・店舗や飲食店による路地の使用

地区内には路地沿いに店舗や飲食店がいくつかあるが、雑貨店などの店舗は路地沿いの建物内における商品の陳列に加えて、店舗側の路地際および向かい側の路地際に商品を並べているところもある。飲食店ではキッチンを経路の縁に設置しているところが地区内にはいくつか見られ、数席の飲食エリアを設置して路地で飲食の提供ができるところもある。この地区にはカートにより地区を巡回している移動野菜売りや商品の移動売りも多く、クロントイ市場などへはこれらの移動物売りが行き来することによる地区内への商品の流通があり、車両の通行ができない路地内においても物の仕入れに関しては融通が利き、便利であるとのことである。

路地がT字に交わる角地で飲食を提供している Malee 氏 (65) は 40 年ほど前にこの地区に移住してきた。元軍関係の職に従事していた夫と暮らしており、角地にある建物の前面を商店とし、建物の側面にあたる路地沿いにコンクリート製の土台と水回りも備えたキッチンを設置して、持ち帰り用の飲食の提供をしている。作業台および商品陳列台も建物から片持ちで突き出た形で設置されており、作業自体は路地上とする形となっている。物理的なキッチン自体は路地にあまり干渉していないが、キッチンを使う作業は路地上で行っており、路地がもともと持つ機能である人の通行と作業が同じ空間において重複している。



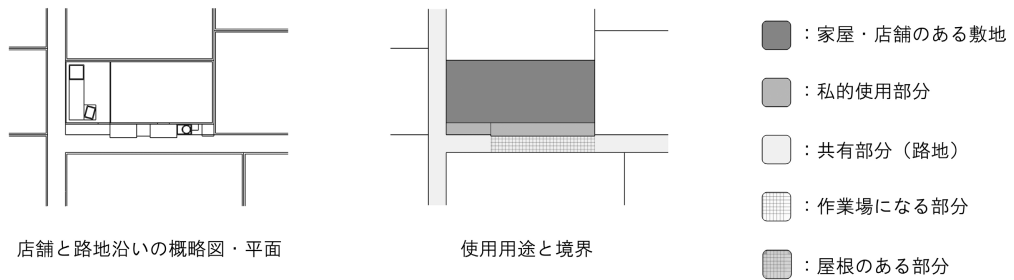
図 12 : Malee 氏の路地上のキッチン (左)・路地上の店舗 (右)

また、2008 年より路地沿いで雑貨店を営む Jumnon 氏 (66) は、路地沿いにある家屋 1 階の居室の前面に商品棚を並べており、路地の向かい側にキッチンと飲食可能なテーブルを設けて飲食店も営んで

いる。路地の両側で店舗兼飲食店となっている形態で、屋根を路地上に設けており、店舗内を路地が通っている形となっている。この範囲を限定した屋根により、この店舗兼飲食店の使用領域が明確になっており、人々が通行する路地であると同時に店舗兼飲食店の一部となっている。これらの事例では、路地上が、路地の通行と店舗における作業や店舗自体の領域が重複することによる、占有領域が変化する流動的な空間となっている。



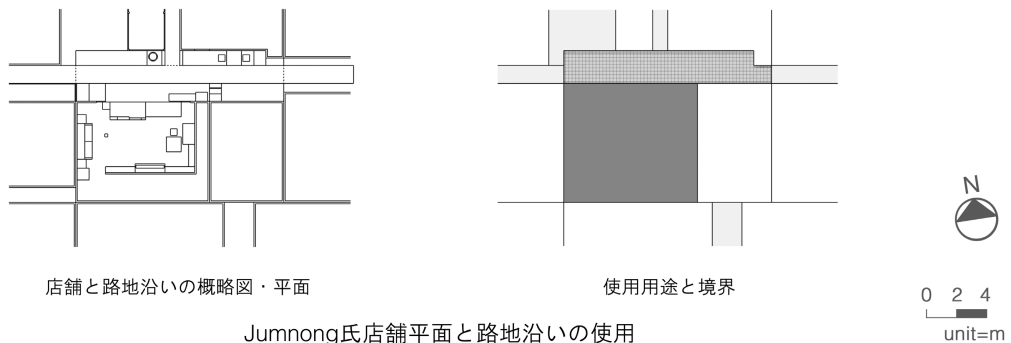
図 13：Jumnong 氏の路地沿い商店（左）・路地上に屋根の付いた部分（右）



店舗と路地沿いの概略図・平面

使用用途と境界

Malee氏宅平面と路地沿いの使用



店舗と路地沿いの概略図・平面

使用用途と境界

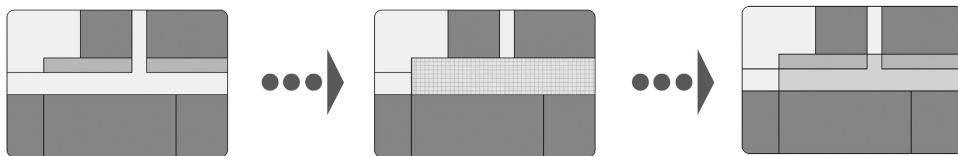
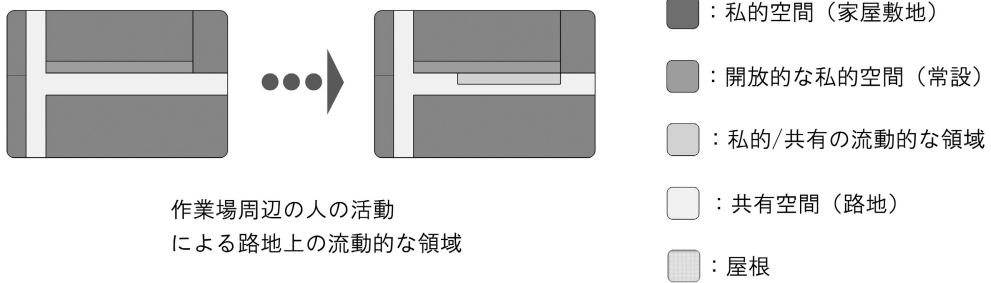
Jumngong氏店舗平面と路地沿いの使用

図 D-1：路地沿いの店舗・飲食店における概略図と空間使用・平面

路地が店舗の一部となっている曖昧な空間や路地が作業場として使われることによる領域の重複は、1・2・3 地区内に点在しており、同様の形態の生活環境と路地のある 4・5・6 地区でもいくつか確認できる。4・5・6 地区内にある一つの敷地に建つ家屋に改築や増築を繰り返しながらいくつかの家族が居住する戸建て住宅建物の周辺では、この建物の路地沿いのテラスの空間と向かいの商店の横のベンチを中心に路地上に人が集まる空間ができている。この近隣に住む Rot 氏 (43) によると、路地上ではあるが夕刻になると周辺住民が集まるとのことである。また、洗濯や料理、車両の修理をしている個人によ



図 14：店舗と多家族住宅の間の路地（左）・路地で洗濯する住民（右）



屋根の設置による路地上の流動的な領域

図 D-2：路地上の人の活動や屋根の設置における空間・領域分布

る路地の一時的な使用も散見される。これらのように、路地は異なる機能の間の曖昧な空間であり、領域の重複、時間的変移に伴う領域の変化などの側面がある共有空間である。

#### ・コミュニティー開発学校の壁沿いの路地の使用

ダムロンラティ・ピパット通り沿いのスラム児童財団の西側の通りを北側にはいと、東側はコミュニティー開発学校の壁になっている。地図上には通りとして規定されているものもあるが、コミュニティー開発学校横では他の路地と同様の仕様となっている。この路地は壁沿いに設置された側溝を含めると2m弱の幅がある。この壁沿いの側溝を含めた1mほどの幅の部分がさまざまな用途で使われている。基本的には路地の対面の家屋の所有者が使用していることが多いとのことであり、路地沿いの商店は建物の前面だけでなく、対面の壁沿いにも商品の陳列棚を置き商品を並べている。壁沿いには洗濯物干し場やモーターバイク、リアカーの駐輪、中古の合板、扉や窓枠などの資材など、さまざまなものが置かれている。ベンチやコンクリート製の作業場兼用の対面の建物からの屋根を支える構造体などの常設のものもいくつか見られる。商店なども含めていくつかの屋根がある部分では、私的な使用の度合いが大きいところもあるが、クロントイ地区のメイン通りであるダムロンラティ・ピパット通りから住宅密集地区に入る通り、あるいは幅の広い路地の一つであるため、人の通りが多く、道としての機能面を

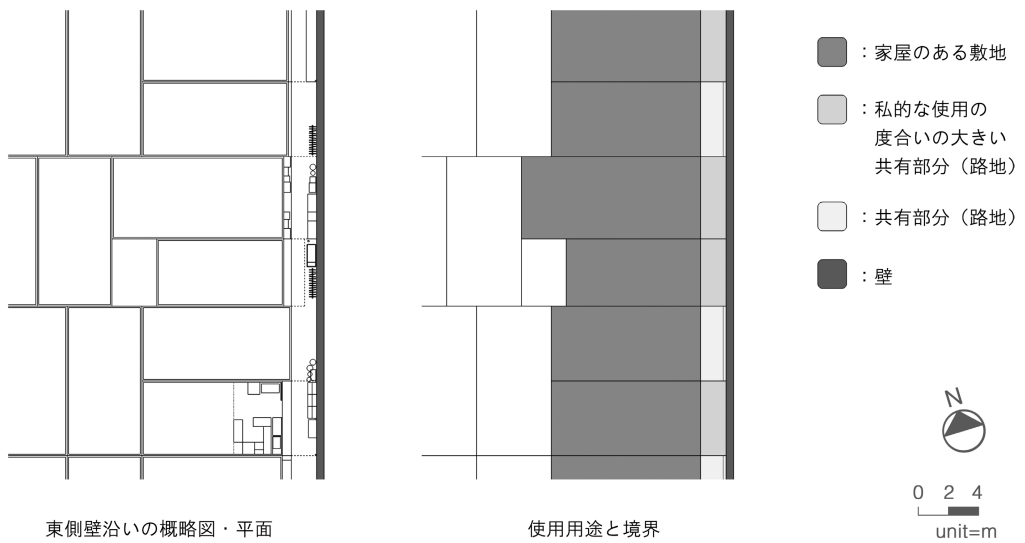


図 E-1：コミュニティ開発学校西側壁沿い路地の概略図と空間使用・平面



図 15：コミュニティ開発学校の壁沿い (左)・商店と壁沿いの陳列棚 (右)

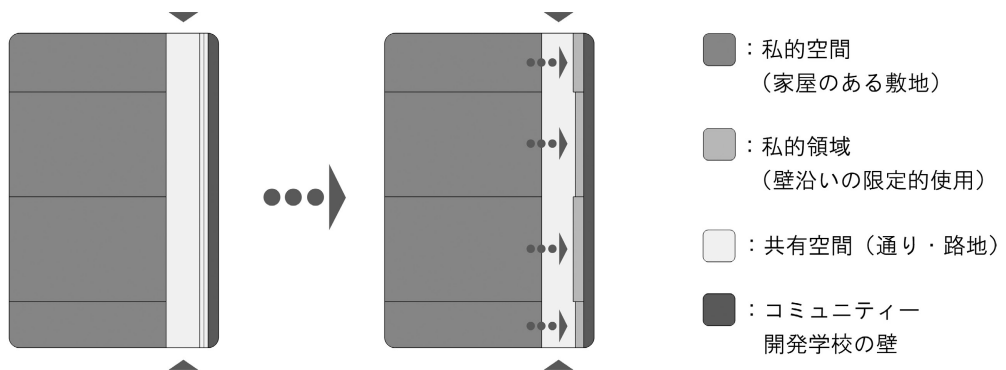


図 E-2：コミュニティ開発学校西側壁沿い路地における空間・領域分布

保持するために十分な幅を確保する配慮がなされており、共有空間内の一部が私的に使用されている態の空間利用となっている。

・ダムロンラティ・ピパット通り沿いショップハウス裏の路地と西端の家屋の空間使用  
ダムロンラティ・ピパット通り沿いのスラム児童財団の西側の通りに入り、一軒目の戸建て住宅の裏

を西側に折れると、ショップハウスの裏手に350m程にわたる直線的な路地が西側に伸びている。この路地沿い中程には、地元の尽力により建てられた図書館がある。この路地の西側は北方面への通り沿いのショップハウスに突き当たる。この北方面への通り沿いのショップハウスの地階の一部が通路となっており、西側の北に伸びる通りにつながっており、ショップハウスの裏手にも路地が北方面に伸びている。この東西にはしる長い路地の西側の端付近では、細かい路地がいくつかあり、それらの路地沿いにも家屋が建てられている。

このダムロンラティ・ピバット通り沿いのショップハウスと北方面の通り沿いのショップハウスの角地の裏手の細かい路地沿いの家屋で生まれ育ったToey氏(29)は、さまざまな職を転々としてきたが、現在はスクンビット通り近くの日本料理店で働いている。このショップハウス裏の住宅密集地区は何度かの立ち退きの要請があったとのことであるが、Toey氏の家族は80年以上ここで暮らしており、今後もこの場所に住み続けたいと思っているとのことである。路地の突き当たりは、ショップハウスの裏手とブロック製の壁で隔てられており、以前は他の家族が使用していた南側路地の対面の家屋も所有することにより、路地を私的な生活空間の一部として使用している。突き当たりである南側の路地の東隣は、持ち帰りデリバリー専門の飲食店の屋根の付いたキッチンが路地の両側に設置されて通行が制限されており、突き当たりのToey氏宅の建物間の路地部分が外部との隔たりのある私的な空間になっている。家屋の出入り口は、家屋の増築により北側の路地に設けており、他の路地や通りへの出入りを確保している。また、家屋北側の路地にはToey氏の家屋のみが出入り口を面しており、家族が集う庭的空間として使用しているとのことである。この家屋については、角地であることの場所的特性と時間的な積み重ねのなかでの建物や路地の配置の変化により共有空間が他と断絶されてきた隙間が私的な

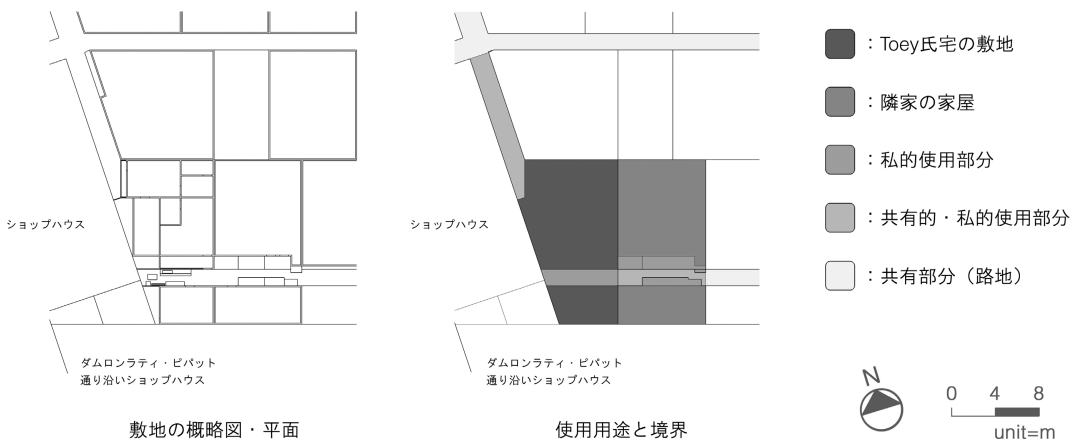


図 F-1 : Toey 氏宅と周辺の概略図と空間使用・平面



図 16 : Toey 氏宅前の突き当りの路地 (左)・Toey 氏宅路地沿いの居室 (右)

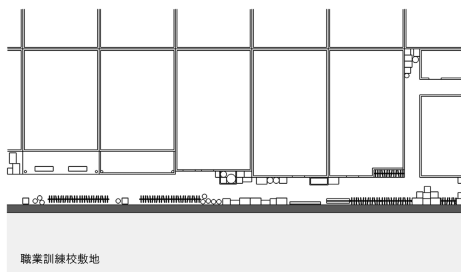
空間となった箇所である。この Toey 氏宅の例のように、成り立ちの経緯が無計画に増殖していった不均一な家屋の密集地区である 1・2・3 地区と 4・5・6 地区では、増築や所有者の変遷、個々の場所的特性によって隙間的な空間が共有的側面の小さい私的な空間となっている場所もいくつか確認できる。

## (2) 4・5・6 地区の共有空間使用

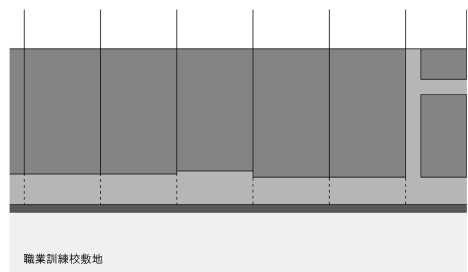
### 1・南側の壁沿いの路地と東側の壁沿いの空間の使用

#### ・南側の壁沿いの路地

4・5・6 地区は、隣接する 1・2・3 地区と家屋や路地などの街並みは同様である。地区内を南北にはしるコミュニティー・ロック・4-5-6 通りの東側、港湾の敷地の壁までの区画の南側は職業訓練校と約 3m のブロック製の壁により区切られている。この壁沿いの路地である Soi 11 の南側は職業訓練校の敷地の壁が路地の端から端まであり、北側には多様な外観の戸建ての 2 階建て家屋が隙間なく並んでいる。各々の家屋の前は、洗濯機などが置かれて洗濯物や靴が干されている作業場やキッチンなどの家屋の機能の拡張としての使用、植木鉢などを置いて装飾している庭的な使用、雑多に物が積まれている物置的な使用など、各々の路地沿いの家屋の住民による必要や好みに応じた空間の使用がされている。路地の突き当たりには扉が設置され、奥の路地への通行が遮断されており、この突き当たり付近には北側にのびる路地も続くが、個人所有の家屋の裏手につながっており通行が遮断されている。路地の奥に行くに従い、路地の私的な側面が大きくなっており、通りに近い家屋の前には路地沿いにテラス的空間を設けていたり、壁沿いに洗濯物干し場やゴミ置き場が設置されていたりするが、共有空間である路地的側面が大きくなっている。路地は通りに出るための機能的な目的を持った共有空間であるが、この路地



路地の使用：概略図・平面



使用用途と境界



- ：私的部分（家屋のある敷地）
- ：私的使用部分（路地内）
- ：壁
- ：職業訓練校敷地

図 G-1：南側壁沿い路地（Soi 11）の概略図と空間使用・平面



図 17：Soi 11 路地通り近辺（左）・Soi 11 路地中程（右）

沿いに居住する人々により路地空間がさまざまな形で使用されていることにより、ここに居住する人々および来訪者が通りとの行き来をするためには、この路地沿いに住む他の居住者が使用している空間を通過しなければならない。この路地では、路地がもともと持つ機能である人の通行と路地沿いに居住する人々の個々の生活環境の拡張である私的領域の共有空間内での重複により、共有的な側面と私的な側面が重複する曖昧な空間が形成されている。

・ 東側の壁沿いの空間

4・5・6地区の東端になる港湾の敷地との境界である約4mの高さのブロック製の壁沿いと路地の間には幅2m強の空間がある。この壁沿いの空間は、基本的には路地沿いの向かいの敷地に建つ家屋の住民がそれぞれ使用しているとのことであるが、向かいの敷地と連動していないところもいくつかあり、空いている部分を早い者勝ちで占有しているとのことである。閉じられた小屋や柵で囲まれた倉庫のような簡易建物を建てているところや物置場として使用しているところ、庭的に装飾されているところやテーブルとベンチを置いた東屋的なダイニングルーム的空間など、さまざまな形で使用がされている。この壁沿いの空間は、東側の港湾の壁と西側の路地により物理的に明確な境界がつけられ、個々の占有領域も明確に区切られている私的な空間の使用となっている。

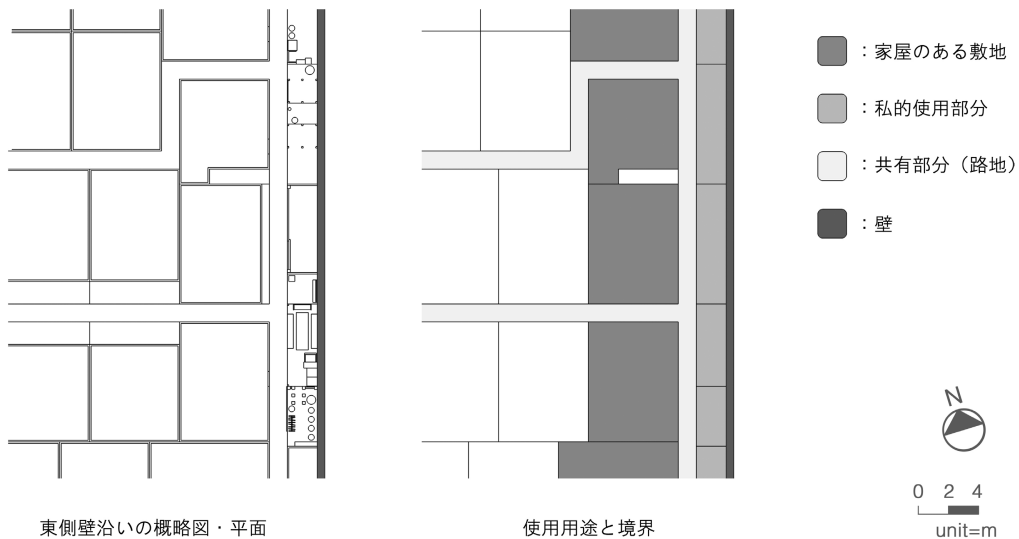


図 G-2：東側壁沿いの概略図と空間使用・平面



図 18：東側の壁沿いの空間使用 (左)・東側の壁沿いの路地 (右)

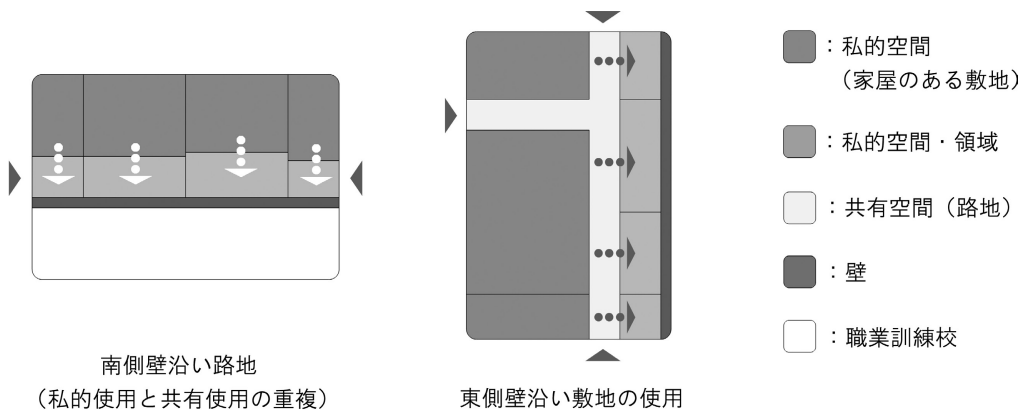


図 G-3：南側壁沿い路地および東側壁沿い路地における空間・領域分布

## 2・路地の特徴と使用について

4・5・6地区の路地は1・2・3地区の路地と同様にコンクリートで舗装されており、基本的に使用状況は類似している。1・2・3地区同様に移住してきた各々の家族または個人がもともと水気が多い土地に杭を打ち家屋を建てていくのに並行して通路が造られ、それぞれの家屋をつなぐように集落が形成されてきたという地区の成り立ちによる不均一な家屋の配置である。10年ほど前に地区内全体の路地がコンクリートで舗装されたことにより、舗装されずに残ったところや、路地の中央のみの舗装により家屋と路地の間や家屋の下に水溜まりのあるところ、家屋間に水のある地面が確認できる場所などの隙間的空間が点在している。コンクリートで舗装されている路地に面していない家屋もいくつかあり、路地に面した家屋の間の通路により裏手にある家屋への行き来を可能にしている。幼いころにこの地に家族と共に移住し、以前は台湾の財団で働いていたKlarn氏(68)は、この地区出身のモーターバイク・タクシーの運転手の夫と、4・5・6地区の舗装された路地に面していない家屋に居住しており、路地沿

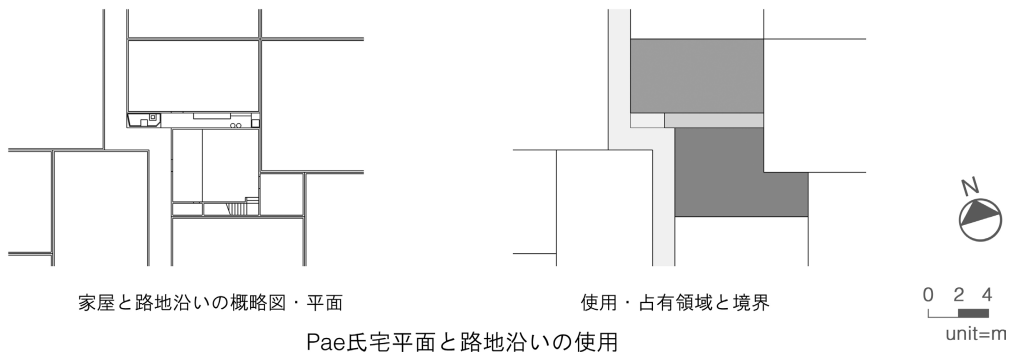
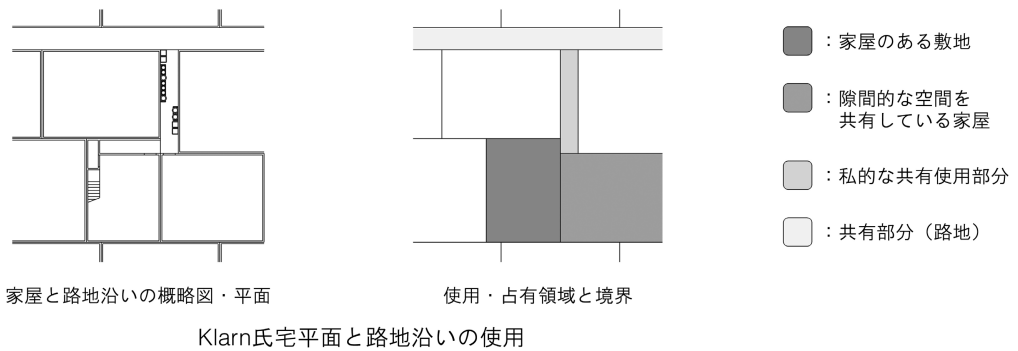


図 H-1：路地沿いの隙間的空間使用例の概略図と空間使用・平面



図 19：Klarn 氏の家屋への通路（左）・Pae 氏宅の隣家との間の共同のキッチン（右）

いの家屋の間の 1 m 程の隙間に、板状の木材を並べた通路を隣の姉の家屋と共有で使用している。この通路は路地に面しているが、二つの家屋へのアクセスのためのみの通路であり、特定の人々による私的な使用であり、モーターバイクの駐輪場や植木鉢などを並べて庭的な装飾がなされている。

港湾で働くカンボジア出身の Pae 氏（22）はクロントイ地区出身のタイ人女性のもとでコミュニティー・ロック・4-5-6 通りの東側の区画の北側線路近くの 2 階建ての木造家屋に居住している。建物中央にある路地沿いの玄関から入ると土間があり、一段上がった正面が居間、右手奥に寝室、土間の右にトイレと階段があり、2 階は一室のみで、Pae 氏の寝室となっている。この木造家屋の内部にキッチンはなく、隣家との間の隙間に隣家との共同のキッチンを設置して隣家と共同で使用している。これらの例のように 1・2・3 地区と 4・5・6 地区の路地には、特定の住民による小さな共有空間として使用されている家屋間の隙間的空間がある。奥行きや幅は場所により異なり、家屋への通路としての必要性からの使用としてのみならず、作業場や小庭的な空間など様々な形で使用されている。また、整備されていない水の多い地面のままの隙間も地区内に点在している。

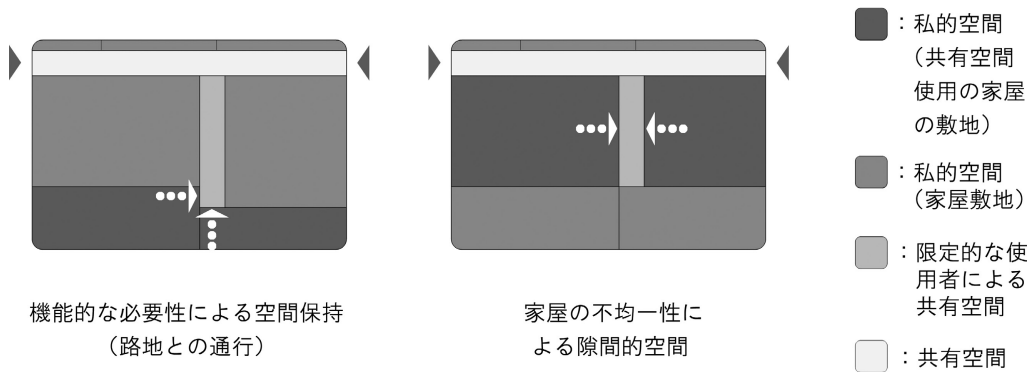


図 H-2：隙間的空間の限定された使用における空間・領域分布

### 3・整備された空き地

この地区には整備されたテーブルやベンチなどを置いている敷地や構造物などを設置している敷地もいくつか見られる。ドゥアン・プラティープ通りが東に折れる部分から北方向に伸びる路地には入り、西方向にあるコミュニティー開発学校の北側の壁沿いの路地の途中で路地が鍵の字のように折れ曲がる部分の角にある敷地は、樹木の植えられたコンクリート製の備え付けの植え込みや敷地全体に敷かれた砂利により整備されており、塗装された鉄製のベンチが置かれていて、植え込みの前には消火栓が設置されている。この敷地には 1 軒の家屋の玄関が面しており、1 軒の家屋の玄関への私道につながっている。

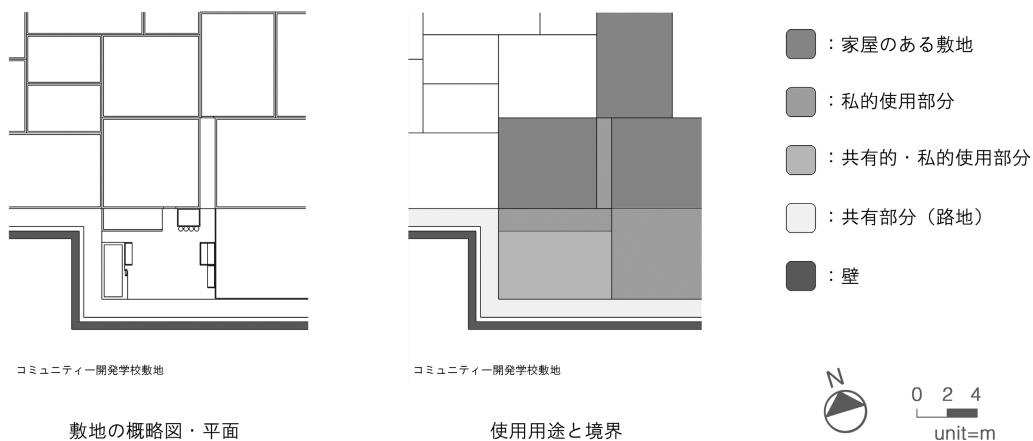


図 I-1：コミュニティ開発学校の北側の敷地の概略図と空間使用・平面



図 20：コミュニティ開発学校の北側の敷地（左）・裏手家屋への小道（右）

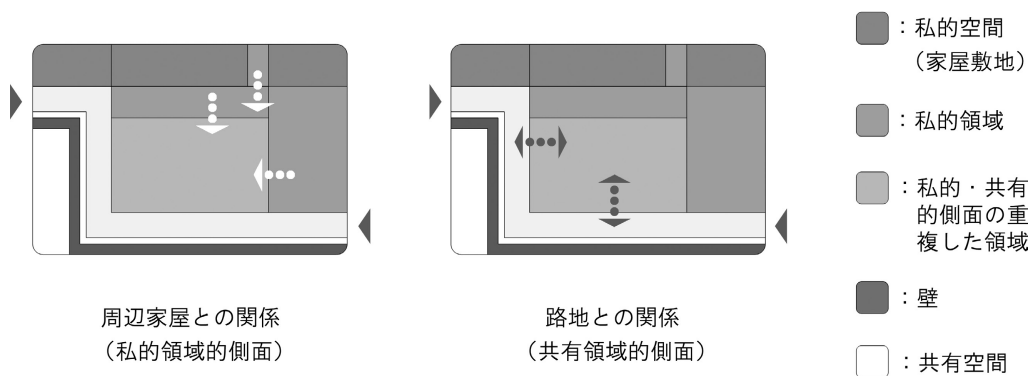


図 I-2：コミュニティ開発学校の北側の敷地における空間・領域分布

る。また、西隣の家屋前のほぼ同じ大きさの私的な庭とは低い簡易的な柵によって境界が示されているだけであり、空間的な連続性がある。南側は路地とつながった空間となっており、角地であることにより西側にも入り口がある。この二方向にある出入口により、この敷地を横切ることもできるため開放的な側面も大きい。私的な敷地の開放的な使用によりできた空間なのか、学校建設や地区による共有使用を目的とした敷地の利用が隣接する家屋の敷地と混じりあっていることによりできた連続性なのかは明確ではないが、この敷地にある開放的な要素により、この敷地に面した家屋の私的な庭としての側面を持ちながら、路地を通る人々や周辺の住民の共有空間的な側面もある中間的な空間となっており、家

屋の近くは私的な領域でありながら路地に向かい共有的な要素が大きくなり、路地近辺は共有的な領域となる段階的な領域の変化がある空間である。

この地区には、行政や企業団体の寄付などによりテーブルとベンチ、また簡易な構造物を配置して明確に共有空間あるいは公園として整備された場所がいくつかある。以前は家屋がある敷地であったが、家屋の倒壊や火事などにより家屋がなくなり、住民も移転してしまったことから空き地となっていた敷地の利用であるとのことである。これらは明確な目的をもって整備された空間であるためか、私的な使用の痕跡は少ない。周辺の環境から特出した外観的要素も相まって異質な佇まいのある空間であり、地区内の生活環境の中にある明確な境界が確認できる共有空間である。



図 21：整備された敷地の例

#### 4・再建中の区画の中の空き地

4・5・6 地区には大火事により焼け落ちた区画があり、この区画の再建がタイの企業や団体の寄付により進行中である。仕上げが終わっていない物件も見られ、建設途中の区画であるが、既に入居している家屋も多く生活感がある。この区画には広めに路地を造っているところもあり、路地への各戸の拡張も現状では少ない。数台のモーターバイクが駐輪されており、明確に駐輪場として計画されているのが見て取れるところもある。このように意図的に計画された空き地や家屋の配置から、一定の計画に基づいて区画の再建を進めているのが見て取れるが、以前の区画内の住居の配置も考慮されているようであり、区画全体としては地区内の他区画と類似した区割りとなっている。現状では空き地は計画的に使用されているが、洗濯物干し場として使用されているところなども見られ、今後は以前からある周りの区画同様に周辺住民による自由な使用が活性化していく可能性が垣間見える。



図 22：再建区画の支援団体表示（左）・再建区画内駐輪場（右）

### (3) 70 rai 地区の共有空間

#### 1・計画的に配置された空き地の私的利用と共有使用

70 rai 地区は格子状の地区計画を基本とした区画構成であり、区画の中央を南北に走るケーハ・パタナ・2通りを軸に対称性のある計画案をもとにしているのが確認できる。住宅建物の間にいくつかの建物が建っていない敷地がほぼ対称的に配置されており、以前は草むらの子供の遊び場であったとのことである。これらの空き地は路地の整備に伴いコンクリートで舗装され、四方が4m程の高さの鉄パイプ製の格子状の構造の金網で囲まれており、路地沿いに入出口が設けられ、樹木の植え込みが整備されて遊具なども置かれていたとのことである。現在もその整備の痕跡が残っており、いくつかの遊具の支柱などの構造体や植え込みの樹木が残っている敷地もあり、空き地ごとに差異があるが、四方の金網の一部または全部が残っているところもある。これらの敷地が共有の空き地として周辺の住民によって改変されていき、現在の状態となっているとのことである。主にモーターバイクの駐輪場や洗濯物干し場として使用されていることが多いが、隣接した家屋のキッチンとしての使用やリビングの延長となるテラス的な使用などの私的な利用も含め、周辺住民による複数の用途併用での使用がされている。店舗の設置や、地区の開発に伴い居住地を転々としてきた人々が小屋を建てて住み着いているところもある。



図 23 : Soi 9/Soi 10 の空き地の複数用途使用 (左) ・ Soi 31/Soi 32 の空き地北東角の住居小屋 (右)

#### ・ Soi 2 と Soi 3 の間の空き地と Soi 14 と Soi 16 の間の空き地

70 rai 地区の東端のケーハ・パタナ・1通りのダムロンラティ・ピパット通りから2本目の路地を西側に入ったところにある Soi 2 と Soi 3 の間の空き地は、鉄パイプ製の格子状の構造の金網で四方を囲まれた両側の路地沿いに入出口がある空き地であり、北東角と南西角に大きな樹木のある植え込みが



図 24 : Soi 2 と Soi 3 の間の空き地 (左) ・ 南側の住居小屋とテーブル (右)

ある。また、この空き地に隣接する家屋の建つ敷地の間の金網の一部が取り除かれて、隣接する家屋から直接出入りできるようになっている。中央部分は主にモーターバイクの駐輪場として使用されているが、隣接する家屋への出入り口や敷地の角の周辺などは、残存している遊具の支柱などを利用した洗濯物干し場となっている。この空き地の南東角には、パイプや板状の部材と布材によって囲んだ簡易な小屋があり、年配の女性の方が居住している。また、南側の出入り口際にコンクリート製のテーブルと対になる2脚のベンチが置かれており、近隣の人々や南東角の住居的な小屋に居住している方により使用されている。この南東角の小屋部分以外は壁や柵を設けた私的に占有されている部分はなく、全体が共有的に使われている空き地である。

Soi 2 と Soi 3 の間の空き地から路地沿いに西の水路を越えたところにある Soi 14 と Soi 16 の間の空き地も四方を金網で囲まれ、路地沿いの中央に出入り口のある空き地である。この空き地の南側の Soi 16 側の両角に周囲を整備された樹木のある植え込みがあるが、南西角の植え込みにはいくつかのゴミや不用品が積まれている。この空き地の南東の一面に家具などを持ち込んで日除け膜と柵で簡易的に空間を囲んで周辺の若者たちが集まる場所をつくり、この空き地でパーティーなども開催している Mac 氏 (30) は、この地区で生まれ育ち、子どものころは草むらだったこの空き地でよく遊んでいたとのことである。後にコンクリートで舗装され、ブランコなどの遊具も設置されたが、現在は遊具の支柱のみが残っている。地区の中央区画に屋根付きのフットサル場やムエタイジムなどの施設が建設されたことにより、この空き地における子どもの遊び場の要素は減少したとのことである。現在では、この



図 25 : Soi 14 と Soi 16 の間の空き地 (左) ・ Mac 氏と周辺住民の集会場所 (右)

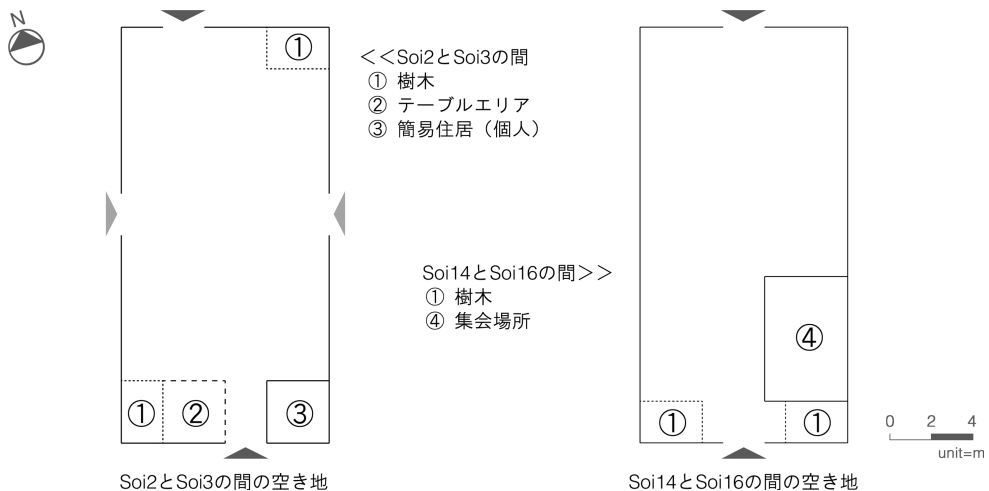


図 J-1 : Soi 2 と Soi 3 の間と Soi 14 と Soi 16 の間の空き地における空間使用・平面

空き地は主に駐輪場として使用され、多くのモーターバイクが停められており、いくつか残っている遊具や支柱が洗濯物干し場として利用されている。Mac氏によると、彼らがつくった場所について、所有者や管理者からの許可は取っておらず、賃料の支払いなどはしていないとのことである。この空き地は、南東の一画のMac氏達の占有部分は簡易的な囲いであり、それ以外は植え込み部分も含めて全体が共有的に使われている。

・ Soi 9 と Soi 10 の間の角地の空き地と Soi 24 と Soi 26 の間の角地の空き地

ケーハ・パタナ・1通りとケーハ・パタナ・2通りの間の水路のある通路のダムロンラティ・ピパット通りから南に9本目の路地である Soi 9 と Soi 10 の間の水路のある通路に面した空き地は、主となる出入り口が水路沿いの通路にあり、四方を鉄パイプ製の格子状の構造の金網で囲まれている。さまざまな用途で使用されていることから、出入り口から空き地中央に出るためには内部の他の用途に使われている部分を抜ける必要がある。この空き地の南東の角に3人の老婆が居住する高床式のL字型の小屋が建っている。このうちの一人であるDim氏(67)は、以前は建設現場の作業員として、夫と子供たちと暮らしていたとのことであるが、夫は他界し、一人残った息子はタイの地方で農業に従事しているとのことである。タイの建設現場では、建設中の敷地の中に労働者が居住する建物を自分たちで建て、建設期間中は家族で建設現場内に居住することが多い。それらの人々は基本的に定住地を持たずに現場から現場へ移動する。Dim氏も以前はそのような生活をしており、この地区に夫とともに移住した当時は空いている土地に自分たちで住居を建てて暮らしていたとのことである。長年にわたり区内の空いている土地に住居を建て追い出されることを繰り返しながら居住地を転々とし、独り身となってからこの空き地に居住するに至ったとのことである。この空き地には15年ほどの間、他に移住してきた二人とともに居住しており、居住許可や賃料の支払いなどはしていないとのことである。トイレとシャワーは近隣の家に借りているとのことであるが、空き地内に水道を引き、そこで食器などを洗っている。東西方向と南北方向に建つL字型の居住用の小屋の角部分には南側の路地である Soi 10に通じる出入り口があるが、角部分にはごみが積まれており、私的な出入り口である側面が大きい。この空き地は、北側の Soi 9 沿いの金網の一部を取り除いて養魚池を設置しているところや、北東側の闘鶏用の鶏の飼育に使用しているところ、北西側にある若者や周辺住民が集まるコンクリート製と木製のテーブルやベンチのある柵で囲まれたところ、遊具の残骸がある部分、粗大ごみが積まれている部分、樹木が植えられている部分など、全体が分割されて、さまざまな用途に使われている。養魚と養鶏は私的な土地使用であるが、柵などでの境界は設けておらず、テーブルやベンチのある柵で囲まれた空間の入り口は空き地中央に面しており、開放的である。また、居住用の小屋部分も空き地中央に面して開放的な造りとなっており、小屋の前の空間を居住空間の一部として使用している。この空き地は、個々の占有空間は明確であり、全体の空間の中に域の違いを作っているが、それぞれの明確な空間の間の領域ではさまざま



図 26 : Soi 9 と Soi 10 の間の空き地南側住居小屋 (左)・住居小屋内部 (右)

な用途が混在している。植え込みとコンクリートの塊やゴミ置き場などがある中央部分と、側面と角の私的占有部分の間に個々の領域が重なり合っている領域のある段階的な変化のある空間構成である。

Soi 9 と Soi 10 の間の水路のある通路に面した空き地の水路越しの向かいの Soi 24 と Soi 26 の間にある空き地も金網で囲まれているが、Soi 24 と水路沿いには出入り口がなく、南側の路地である Soi 26 に出入り口があるのみである。空き地内には南東角に東屋的な建物が建っており、洗濯物干し場などとして使用されている。北側の路地である Soi 24 の西側に隣接する家屋が空き地内に家屋を拡張しており、空き地の北西部分を占有している。南西角の出入り口付近と水路側になる北東側には建材や家電などの大きめの不用品が積み上げられている。出入り口が限られていることなどから、中央部分にはモーターバイクの駐輪や洗濯物干し場として使用されている跡が見られず、中央部分の空き空間を中心とした、限られた人々による境界が明確な私的空間使用により分割された空間である。



図 27：Soi 24 と Soi 26 の間の空き地（左）・南東角の東屋（右）

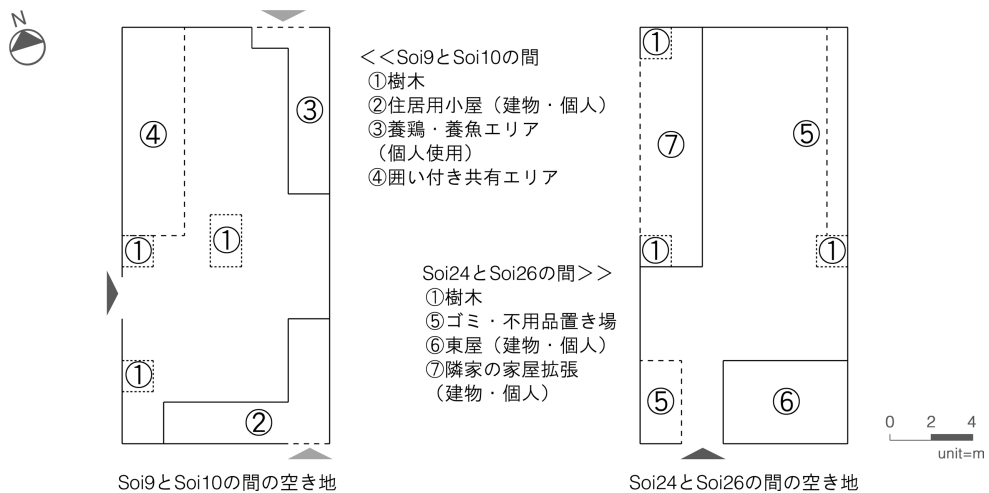


図 J-2：Soi 9 と Soi 10 の間と Soi 24 と Soi 26 の間の空き地における空間使用・平面

・Soi 15 と Soi 17 の間の空き地と Soi 31 と Soi 32 の間の空き地

70 rai 地区の中央を南北に走るケーハ・パタナ・2 通りから西側の 2 本目の路地に入ったところにある Soi 15 と Soi 17 の間の空き地も、鉄パイプ製の構造による金網で四方を囲まれた、両側の路地沿いの金網の一部に入口がある空き地である。この空き地には北西角に飲料や菓子、雑貨などが並べられた店舗建物が建てられている。この店舗建物で商店を営む Nucha 氏（47）は Soi 15 の空き地の斜め向かいの家屋に居住しており、店舗建物についての許可や賃料の支払いなどはしておらず、近隣の住民の

了承と協力のもとに空き地の既存の金網の構造を利用して簡易な店舗建物を建て商店を始めたとのことである。商店の前の路地には向かいの家屋と繋いだ屋根が設置されており、路地上の商品棚に商品が並べられている。商品棚の前と横にはベンチが置かれており、近隣の住民が集まることが多いとのことである。この店舗建物の南側は、隣接する家屋の住民により金網の一部分を取り除いて自身の敷地との出入り口を設け、植木鉢などを並べた庭的空間となっている。また、空き地の北東角も隣の家屋からの専用の出入り口を設けて簡易な柵で囲み私的な拡張部分としている。中央の部分と東側の金網沿いは主にモーターバイクの駐輪場、南側の路地である Soi 17 の角の簡易構造体は洗濯物干し場として使用されており、ともに共有使用である側面が大きい。南西角は樹木のある整地した植え込みがあり、この植え込みの周囲に植物などによる庭的な装飾が施されている。店舗建物や簡易な柵により占有領域を明確にすることによる領域の分節はあるが、空間を隔てる境界が店舗建物以外には設置されておらず、一つの空間の中における緩やかな領域の変化のある空間になっている。



図 28：Soi 15 と Soi 17 の間の空き地（左）・北西角店舗の路地側（右）

Soi 15 と Soi 17 の間の空き地から路地沿いに西の水路を越えたところにある Soi 31 と Soi 32 の間の空き地は金網で囲まれていない空き地であり、南北の路地沿いともに路地に向かって開放されている。この空き地の北東角に居住用の小屋が路地側に開口部を面して建っており、小屋の裏手には仕事用の道具などが置かれている。小屋の裏手は隣接する家屋との間に金網がなく、家屋のリビングルームの大きな窓から直接行き来ができるようになっているため、その隣接する家屋の庭のようになっており、簡易な柵で囲まれている。北西角には隣接する家屋から空地に突き出す形で屋根が設置され、屋根の下の床材も家屋の延長として装飾を施したものとなっており、隣接する家屋が鉄製の柵の引き戸を開けることにより居室の一部であるテラス的な空間となる造りになっている。このテラス的空間にはコンクリート製のベンチが置かれており、柵などは設けられていない。その南側には、同じ家屋の壁沿いに植物などが並べられた庭的な空間となっている。空き地の一部分が家屋の延長として使用されているが、このテラス的部分と庭的部分ともに柵などの境界は設けられておらず、開放的である。南東側の建物は空き地側に入り口を向けて建てられ、一階の部分にコイン式の洗濯機を並べており、その前面に洗濯物用の簡易構造物が並んでいる。この建物の1階部分はバンコク市内でもよく目にするローカルのクリーニング店としても営業しているとのことである。建物前の洗濯物用の構造体のあるところはクリーニング店用でもあり、個人の使用でもあるとのこと開放されている。南西側は隣接する家屋の壁が境界となっており、植物によって装飾がされており、駐輪場として使用されている。また、南北両側の路地への出入り口の間の空間の両側にモーターバイクが並べて駐輪されており、中央が路地のように開かれている。この空き地の境界は北東角の小屋はもとより、他の部分も空間内の分節は明確であるが、北東角の小屋を除き、中央の共有部分と周辺の家屋が各々拡張して使用している部分に空間を分断する物理的な境界はなく緩やかにつながっており、大きな共有空間の中に緩やかな領域の変化、認識できる形の空間の域



図 29：Soi 31 と Soi 32 の間の空き地（左）・北西角のテラス的使用（右）

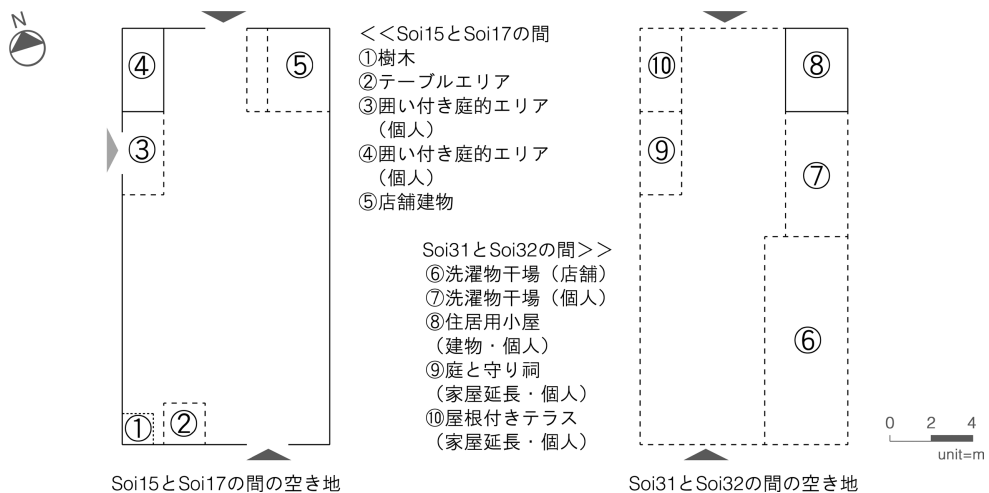


図 J-3：Soi 15 と Soi 17 の間と Soi 31 と Soi 32 の間の空き地における空間使用・平面

の変化が存在する空間である。

・Soi 25 と Soi 27 の間の空き地と Soi 38 と Soi 39 の間の空き地

70 rai 地区の中央を南北に走るケーハ・パタナ・2 通りを南に下り、西側の 7 本目の路地に入ったところにある Soi 25 と Soi 27 の間の空き地も金網で囲われていない。この空き地には敷地を埋める量のモーターバイクやリアカーが駐輪されており、その隙間が洗濯物干し場となっている。南西角に隣接する家屋から屋根が突き出しており、屋根の下は、家屋側面の壁側の調理台と棚、南側の水回り、空き地側の独立したコンクリート製のテーブルを中心とした作業台と北側のベンチにより口の字型で囲まれており、この隣接する家屋のキッチンとなっている。柵などの境界は設けておらず、コンクリート製のテーブルを中心とした作業台部分が直接空き地の他の部分に面して境界をつくっている。その家屋の住民である母娘によると、この家屋に長年住んでおり、家族が増えたために母屋が手狭になり、家屋の拡張としてのキッチンがこの空き地に作ったとのことで、ここも許可や賃料の支払いなどはしていないとのことである。このキッチンの向かいである空き地の南西角には、隣接する家屋に取り付けた屋根のある空間にコンクリート製のテーブルとベンチが置かれた、柵で囲まれたテラス的な空間になっている。この 2 つの空間は私的な占有として屋根や柵などの明確な境界を設けており共有的な側面はないが、境界の直前までモーターバイクが止められている。北西部分には自立した屋根のある掲示板がある空間があり、北東部分にもテントのような屋根があるが、これらの場所も駐輪場や洗濯物干し場として使われてお

り、中央の共有部分とつながった領域となっている。壁などによる空間の分断はないが、共有部分と南側の両角の私的使用部分には明確な境界があり、両者が密に接した明確な領域の分節がある空き地である。



図 30 : Soi 25 と Soi 27 の間の空き地 (左) ・南西側家屋のキッチン拡張部分 (右)

Soi 25 と Soi 27 の間の空き地から路地沿いに西の水路を越えたところにある Soi 38 と Soi 39 の間の空き地にも金網はないが、北東側と北西側の家屋の拡張である建物が大きく突き出ているため、北方向からの出入りが狭くなっている。北東側の建物の Soi 38 の路地沿いは屋根と柵で囲まれたテラス的空間になっており、数台のコイン式洗濯機が置かれているが、倉庫としても兼用されており、大きな家電や家具も積まれている。板材の柵で囲っていることやコイン式洗濯機が商売であることもあり、このテラス的部分の南側の壁で囲まれた家屋の拡張部分と相まって私的な空間となっている。北西側の建物の拡張部分の南側には大きな樹木のある植え込みとその周りに囲いがあり、不用品が積まれている。南西側に隣接する建物は近年建てられた鉄筋コンクリート造の2階建ての小集合住宅的な建物であり、空き地側を建物の正面としている。空き地側に各戸への扉が並んでおり、扉前の通路は柵により空き地との間が区切られている。この建物の前の空き地の一部分に駐輪スペースと洗濯物干し場があり、空き地の他の部分との物理的な境界は設けていないが、明確な境界を地面の構成と建物とのつながりにより構成している。南東側に隣接する家屋は鉄筋コンクリート造の2階建ての建物で、建物の側面を空き地側に面している。この建物の側面の空き地部分は、植物や腰壁により囲まれており、元からの植え込みの樹木も取り込んで庭的な空間をつくっている。南側にも金網はないが、両側の建物による物理的拡張と領域的拡張により出入りが狭くなっている。このことから、周辺と共有に使用している空き地的側面は少なくなっており、北側は通路的空間、南側は隣接する両側の建物との間の私的な側面が大きい空間、



図 31 : Soi 38 と Soi 39 の間の空き地北側 (左) ・ Soi 38 と Soi 39 の間の空き地南側 (右)

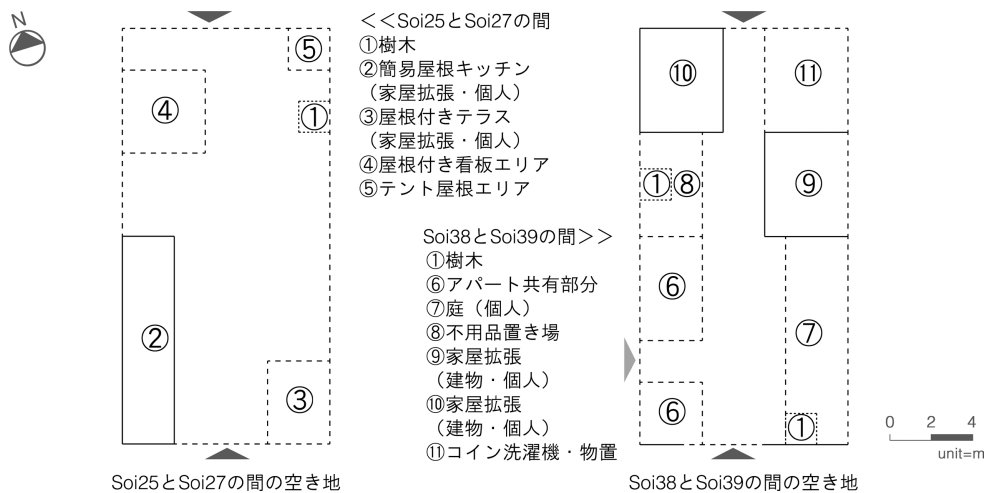


図 J-4 : Soi 25 と Soi 27 の間と Soi 38 と Soi 39 の間の空き地における空間使用・平面

または幅が広い路地的空間となっている。

これらの空き地での聞き取りを行ったすべての私的な使用において、許可の取得や賃料の支払いはしていないとのことであり、各空き地の近隣の住民や個人の人意向により敷地内を切り取り使用している。建物や構造体を設置し、完全に私的に使用している部分もあるが、開放的になっている部分や物を置いていることにより領域を区切っている部分もあり、共有的な使用と私的な使用が混在している。各空き地内で占有領域を持っている個々の使用者と周辺の居住者との関係性があることから、明確に定義することは難しいが、物理的な各空き地の使用状態から、共有空間、共有的な領域、開放的な私的空間、私的空間の4つに分類すると、図 I-5 のようになる。この分類では、建築物や柵などの明確な境界だけでなく、物理的な境界は設けられていないが、共有的な領域でありながら私的にも使用されている

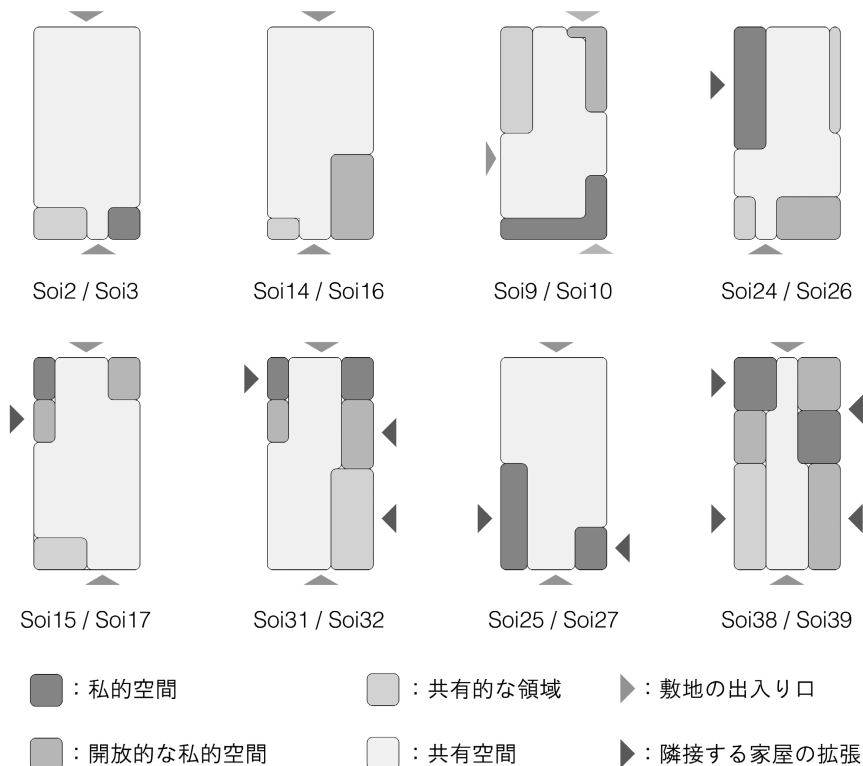


図 J-5 : 70 rai 地区の各空き地における空間・領域分布

側面や、一時的な私的占有が含まれる領域を共有的な領域としている。また、私的に境界を設けて占有しているが簡易的であり、共有部分に開放的な私的使用を、開放的な私的空間、物理的に明確な境界で他の部分と隔てている部分を私的空間としている。

これらの空き地におけるそれぞれの使用空間・領域を、路地の出入り口が南北両側にあるものと、共有の出入り口が一つのもの2つの類型の使用空間・領域の分布を統合することによる、現状の空き地の空間・領域使用に関する傾向は図 I-6 となる。地区東側においても金網を一部撤去した私的な出入り口のある空き地は存在するが、Soi 31/Soi 32、Soi 25/Soi 27、Soi 38/Soi 39 の間の地区西側の空き地では家屋の拡張が多く、金網による囲いがなく、一部のみ残っているだけであるが、空き地への出入り口は南北両側の路地に面している。すべての空き地において、隣接する家屋による隣接面における家屋の延長、近隣の住民による作業場や店舗建物、東屋や居住目的の小屋などが空き地の角を基点に設置され、路地への出入り口も相まって中央の共有部分を囲む形で空間が構成されている。各空き地の実際状況と重ね合わせると、中央に向かって共有的な側面が大きくなる、あるいは側面および角に向かって私的な度合いが大きくなる空間域の変化のある空間構成が共通の傾向である。

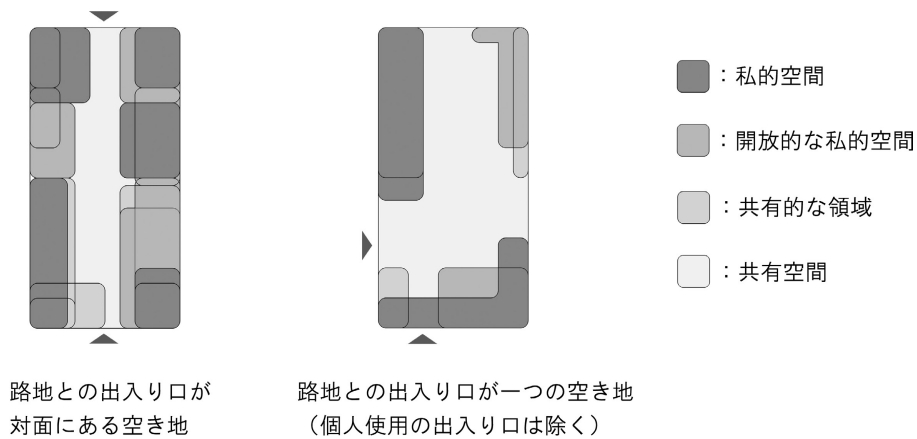


図 I-6 : 70 rai 地区の空き地における空間・領域分布の傾向

## 2・路地への私的空間の拡張と時間の変移のなかの共存

70 rai 地区の路地は幅が場所によっては 1 m 以下、モーターバイクが減速してなんとか通れるほどの幅しかないほど狭い。ももとの路地幅は現状ほどに狭くは設計されておらず、路地の片側には側溝が併設されており、地区内の所々にこの側溝が視認できる形で残っている。路地沿いの各家が家屋または

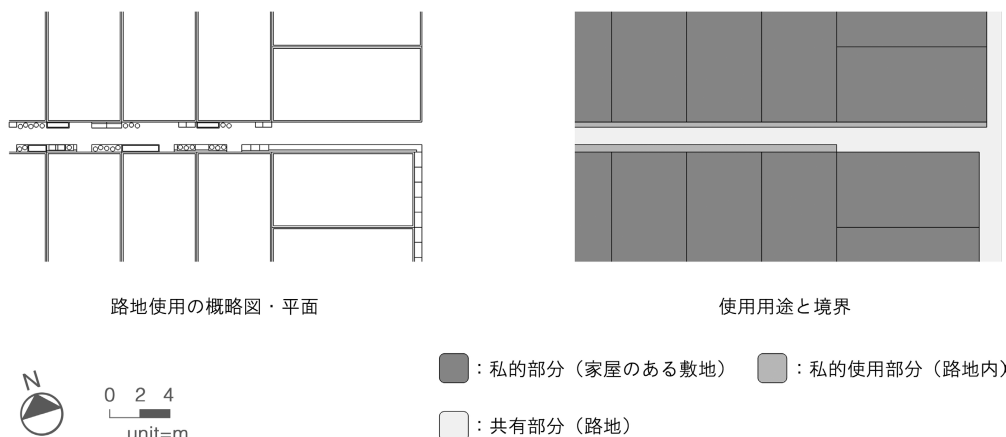


図 K-1 : 70 rai 地区内路地の概略図と空間使用・平面

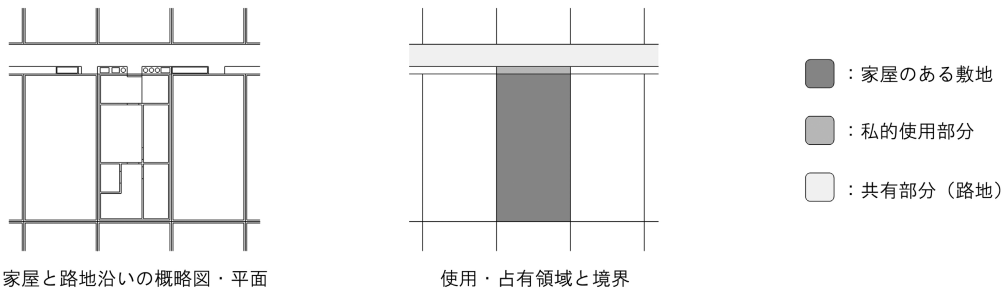


図 32：70 rai 地区内路地の例

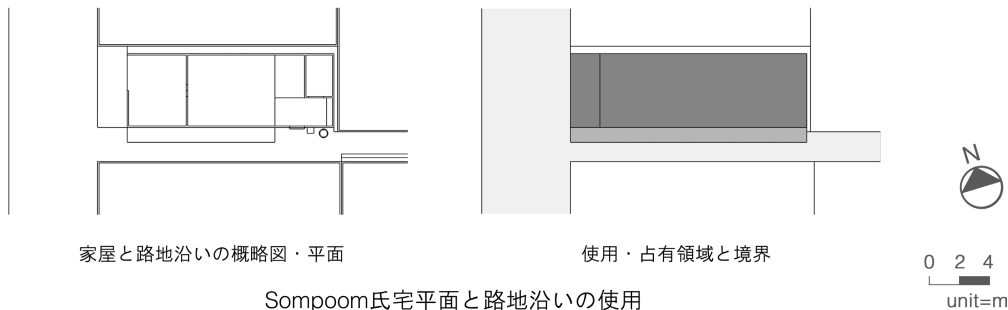
外壁の前面の側溝部分を、コンクリートの板を置くか、直接コンクリートを打設して塞ぎ、その部分にキッチンや水槽の設置や、植木鉢やベンチなどを配置して、私的な生活環境の延長および家屋の装飾として使用している。側溝がない側の敷地でも同様に路地際を私的に使用しているところが多く見られ、この私的領域の拡張である路地際の個々の敷地の拡張が地区全体に広がっていることにより、地区全体の路地が現在の路地幅の狭い状態となったということである。古くから居住する人々からの聞き取りによると、少しでも大きな土地を占有したいという単純な欲求と、皆がやっている所以自分もやろうという単純な追随により生じた現状とのことである。家屋によっては建物前面を利用して元からの敷地内の土地と併せて一つの部屋を作り、テラスやキッチンとして使用しているところもある。この狭い路地幅についてはモーターバイクと人との接触事故が多いことから安全上の問題となっており、住民からの多数の危惧も聞かれた。

・路地への私的空間の拡張

Soi 8 の中程から少し東に行った家屋に住む音楽教師の Lek 氏（60）は 10 年ほど前にこの地区に移転



Lek 氏宅平面と路地沿いの使用



Sompoom 氏宅平面と路地沿いの使用

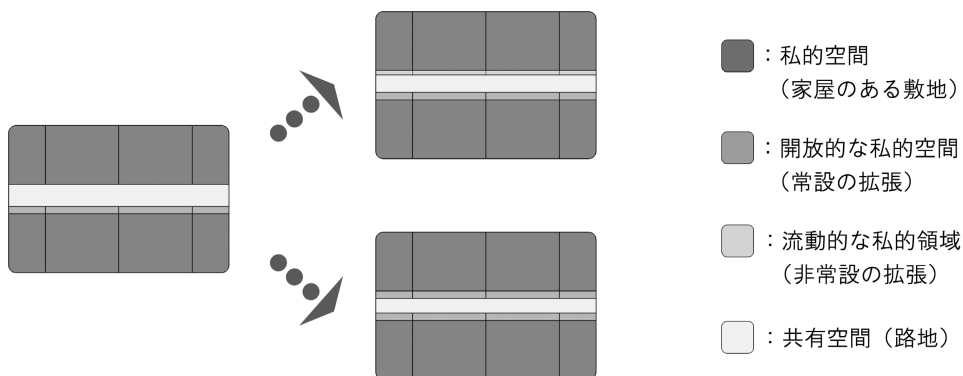
図 K-2：路地沿い家屋の概略図と空間使用・平面



図 33： Lek 氏宅前路地（左）・Sompoom 氏宅横路地（右）

してきた。高校の音楽教師を引退した後、現在はスクンビット通り Soi 30 の音楽教室で教えている。この家屋は路地沿いの外壁と家屋の外壁との間にテラス的な部屋と倉庫をつかっており、路地と建物とが直接面している。テラス的な部屋の中央左寄りにある玄関から家屋内部に入ると居間があり、その奥の部屋が奥の壁沿いの土間部分にキッチンが設置されているダイニングルームとなり、この部屋に入って右手に天井まで届かない壁で囲まれたトイレ兼シャワー室がある。また、玄関から入って居間とダイニングルームの左手にそれぞれの個室用の扉があり、各々の個室に通じている。両側を隣家と接しており、家屋側面に窓はなく、最奥の壁が採光と通気のための隙間的装飾がある壁となっており、小さな窓も設置されている。Lek 氏はこの家屋を賃貸しており、賃貸料は月 1,800 THB とのことである。この敷地の路地際では外壁の外にある側溝の上をコンクリートで塞ぎ、その上に植木鉢などを置いて私的な外部空間の一部としている。この家の向かいの路地際には外壁の外にモーターバイクが置いてあるのみで常設のもの設置はないが、両隣の敷地の前にはコンクリート製の水槽やコンクリート板で側溝を塞ぎ、ベンチや植木鉢などを配置しており、それぞれの敷地の住民がそれぞれの意向に応じた使用をしている。このような長屋が並ぶ区画の路地際は、造り付けの花壇や水槽、大きなテラコッタ製の植木鉢、コンクリート製や鉄製のベンチやテーブル、キッチンや洗濯場などの常設的な拡張と、洗濯物干し場やモーターバイクの駐輪場としてや、小さな植木鉢、掃除や洗濯などの道具、ゴミやゴミ箱、リサイクル業の収集品、仕事上の資材などの非常設のもの配置が混在している。

地区内の南北に走る通りに面した角地の家屋は路地に建物の側面で接しており、地区の東側のケーハ・パタナ・1 通りの角ではコイン式の洗濯機や仕事上の資材と見られるものが置いてあるところが多い。西側の通りと港湾の敷地の間に家屋が並んでいるケーハ・パタナ・3 通りの角地では、路地の際に壁を設置して路地との間に明確な境界を設けているところや近年建てられた家屋などもあり、住宅地域としての発展による変化も見られるが、LP ガスのタンクを燃料とする移動可能な加熱調理器具を使用したキッチンなどを路地上に設けて、家の機能の拡張としている戸などの古くからの生活習慣を保っているところもいくつか見られる。ケーハ・パタナ・3 通りと Soi 40 の角地の Sompoom 氏（50）の家屋は通りに面した家屋の正面では小商店を営み、その奥を居住部分としている。居住部分の玄関の引き戸が Soi 40 の路地沿いにあり、その前に加熱調理器具を置いたキッチンと路地に沿った建物の幅に近い長さのコンクリート製のベンチのような台を設置している。その台上にマットレスや扇風機などを置いて日中のリビング・ダイニング的な場所として使用しているとのことである。室内は、玄関周辺の土間になっている部分にキッチンの水場部分、玄関ドアを入れて右手奥に天井まで届かない壁で囲まれたトイレ兼シャワー室があり、玄関ドアを入れて左手に一つのつながった空間となっているベッドルーム兼リビングルームがある。キッチンの調理場部分は玄関の外側である路地の縁にあり、建物内側の水場と一体となってキッチンを構成しており、路地の一部が私的な生活空間の一部になっている。このキッチンとコンクリート製のベンチにより路地は私的な作業場や生活空間としても使用され、路地がもともと



路地への各家屋における私的空間と私的領域の拡張  
 (片側の側溝上への拡張と対面の常設と非常設の拡張)



角地における使用領域の拡張と居住者の活動による流動的な私的領域

図 K-3 : 路地への私的領域の拡張における空間・領域分布の概要

持つ機能である人の行き来と居住者の私的な生活空間の重複が見られる。このようなキッチンでの料理や洗濯などの日常の作業が路地で行われている場所は角地に限らず地区内に点在しており、路地際にそれに必要な設備や道具が設置あるいは配置されているところや、常設の台座やベンチを設置しているところが地区内には散見される。

・路地上の住民の活動による時間の変移のなかの共存

この地区には路地際の私的な生活の一部としての使用以外にも、家屋の路地に面した部分を利用して商売を営んでいるところもいくつか見られる。上記の Soi 15 と Soi 17 の間の空き地北東角の店舗なども、店舗前に路地の縁に商品を並べている。古くからこの地区にある木造の家屋は、2階のテラス部分が路地面まで張り出し、その張り出しの下部分が土間となっており、キッチンや箱庭などとして使用されている構成の建物である。地区内には、これらの木造住宅建物がいくつか現存している。この張り



図 34 : Oh 氏の住居兼飲食店のキッチン部分 (左)・家屋内路地沿い部分の私用のキッチン (右)

出しの下の部分の開放の度合いは家屋ごとに異なり、路地に面した1階部分が開放されて雑貨店や飲食店としていたり、キッチンなどが壁で囲われて家屋の一部となっているところ、柵やブロック塀で囲った箱庭的なところなど、様々な形で使用されている。Soi 14でデリバリー専門の飲食店を営むOh氏(45)は、このテラス下のコンクリート製の床の土間部分を、キッチンとスナックや飲料などの付随する商品を陳列する場所として使用している。飲食場所は人が集うことはないが、食事時間帯などは配達員などの人の出入りが多いため、狭い路地は混み合うとのことである。この建物前面のキッチンのある土間から奥に一段上がったところが居間となっており、その奥に居住空間が続いている。Oh氏は商売として開放しているが、この路地沿いの土間部分を壁で囲い、私的なキッチンとしている木造家屋も地区内にいくつか見られる。

Soi 27と水路のある通路の角の商店兼飲食店では、向かいの家屋の路地沿いと水路上の小屋を飲食エリアとして使用しており、主屋と向かいの家屋と水路上の小屋の間に屋根を設けて路地上に店舗としての明確な領域をつくっている。ダムロンラティ・ピパット通りと結ぶ水路横の通路と路地の交差点であるため、時間によっては人の行き来が多い場所であるが、食事の時間帯などは短期的に路地が飲食店の一部となるとのことである。この飲食店の例のように、路地上に明確な境界を形成するのではなく、路地上における屋根や台座などの構造物を設置することによって空間内の変化を示唆して流動的な使用を周囲に認知させた、時間の変移の中で流動的な領域の変化のある空間は地区内にいくつか確認できる。路地で修理や部品の制作をしている路地沿いのモーターバイク店の修理工、路地で遊び回っている近隣の子供たち、モーターバイクの洗浄をしながら自身も水浴びをしている港灣勤務の路地の組合長など、場所をつなぎ人々の行き来を支えるインフラである狭い路地ではあるが、日常生活のさまざまな要素が一日の時間の変移の中で重なり混じり合っている。また、地区の西側の比較的新しい家屋の前の路地

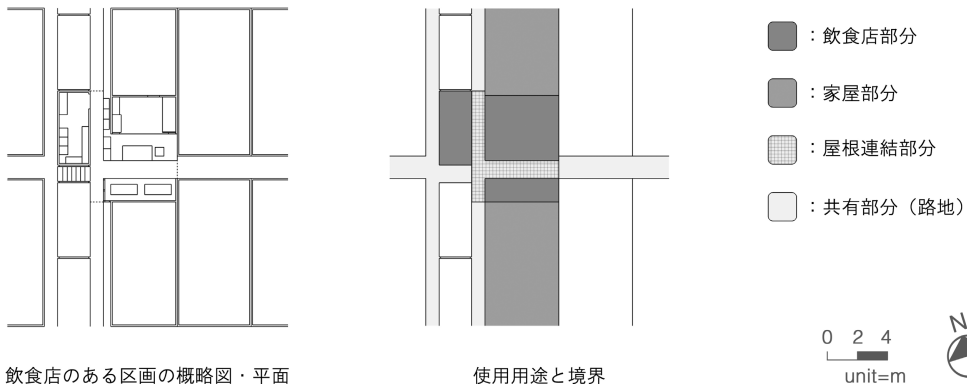
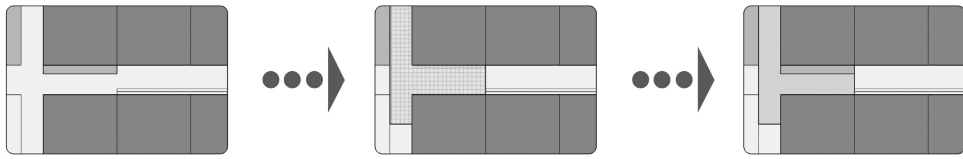


図 L-1 : Soi 27 の路地を跨いだ飲食店の概略図と空間使用・平面



図 35 : Soi 27 の木造家屋商店／飲食店 (左)・飲食エリアである水路上の小屋 (右)



- : 私的空間（家屋のある敷地）
- : 各建物の屋根を連結した屋根
- : 私的領域（路地沿い）
- : 流動的な領域（屋根下）
- : 共有空間（路地）

図 L-2：路地上の人の活動や屋根の設置における空間・領域分布の概要

などで、路地上に屋根をつくり路地を整備することにより、玄関前の路地空間の私的な側面を明確にしているところもいくつか見られる。

この地区の路地際には常設・非常設を問わずさまざまな形での個々の私的な生活空間の拡張が見られ、人の活動や集まりのような時間の変移のなかでのさまざまな形での使用が狭い路地上で重なる。また、屋根の設置や店舗の前などの明確に領域を示唆するところも点在する。路地は地区の生活環境の中での共有側面が大きな空間であり、もともと人の通行という機能を主としながらも、領域が時間の変移の中で流動的に変化している空間となっており、個々の拡張や活動を受け入れ、受け入れられ共存している、私的な側面と共有側面の混在により成り立っている空間である。

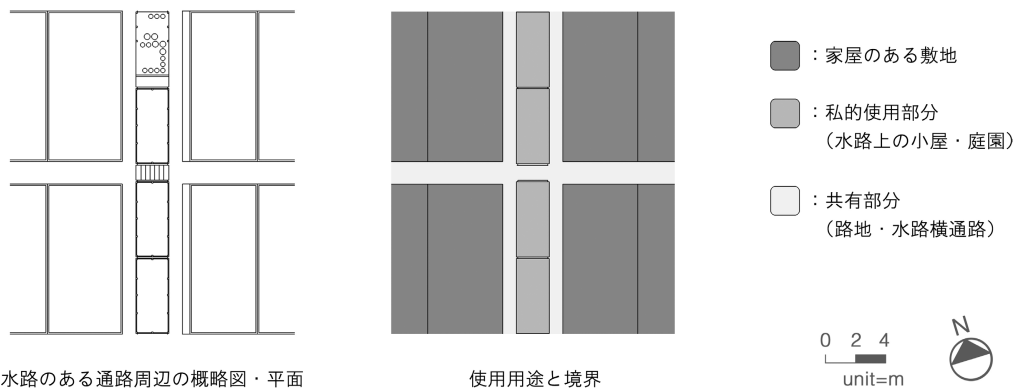


図 36：路地で遊ぶ子供たち（左）・路地で作業するモーターバイク修理工（右）

### 3・その他の周辺住民による共有の土地の使用

#### ・水路上の小屋と庭園

70 rai 地区の格子状の区画を南北に走る両側と中央のそれぞれの通りの間には、中央にコンクリート製の水路がある通路が南北にはしっている。路地との交差点には水路を渡るための橋があるが、それぞれの路地の橋の間は水路の上に木造の小屋が並んでいるところが多い。ドゥアン・プラティープ財団の Fai 氏によると、早い者勝ちでそれぞれが小屋を建て、以前は主に店舗として使用されていたとのことである。現在では近くの路地にある飲食店が飲食用の席として使用しているところや、近隣の住民や子供たちの集まる場所として使用されている小屋もあるが、物置や倉庫のように使用されているものが多い。この水路の一部には、水路の上にコンクリート板を並べ、その上にコンクリート製のテーブルとベンチを置いたところや、半倒壊した小屋や半解体した小屋の床や構造の一部を使いながら植物を並べて庭園的に行っているところもある。これらは近隣に居住する個人が近隣住民の集まる場所として、あるいは地区内の美化や緑化などの意図により作られ、近隣住民に開放しているとのことである。



水路のある通路周辺の概略図・平面

使用用途と境界

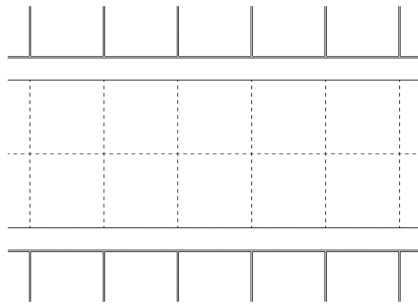
図 M-1：水路上の小屋と庭園の概略図と空間使用・平面



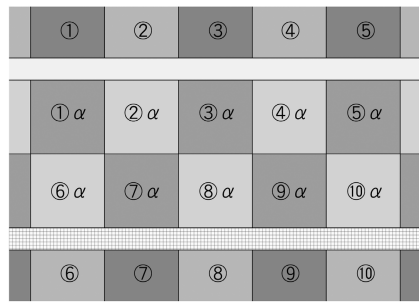
図 37：水路上の小屋（左）・水路上の小屋横の通路（右）

・ Soi 6 と Soi 7 の間の路地沿い一帯の土地の使用

70 rai 地区内を東西方向に走る路地間の間隔は約 20 m であるが、Soi 6 と Soi 7 の間および Soi 35 と Soi 36 の間は狭く約 10 m となっている。他の路地沿いは空き地の部分を除き隙間なく家屋が並んでいるのに対し、Soi 6 と Soi 7 の路地の間の区画には、植木鉢が並んだ庭や東屋的な建物、工場のような作業場やキッチン、鯉を飼育しているコンクリート製の水槽などがランダムに並んでいる。この区画前の家屋で生まれ育ち、区画内の一面を自身の趣味のための場所として使用している O 氏 (42) によると、以前はこの区画は他の区画よりも大きい家屋が並ぶ区画であったが、家屋の大きさと高額な賃料のために借り手がつかなかったことが原因で家屋が取り壊され、更地になっていたとのことである。この家屋取り壊し後の更地は長年放置されていたが、この区画に面した Soi 6 と Soi 7 沿いに居住する人々の話し合いにより、それぞれの住居の前の土地を使用するという形でこの区画を分割し、各々の自由に使用するという形で合意されたとのことである。これにより、それぞれの居住者が各々の意向のもとにさまざまな形で土地を利用していき、現在のさまざまな指向の空間が明確な境界をもって並んでいる状態となったとのことである。また、Soi 6 は路地上の私的使用がほぼ見られず、路地としての使用が明確であるが、Soi 7 は人の通行という機能はあるものの、家屋の並びの向かいの分割地に路地に沿った簡易構造物を設置して路地上に屋根をつくっていることや、ケーハ・パタナ 1 通りからの入り口付近の樹木の配置、家屋側と分割地側の両方の路地側を個々の生活の延長として使用していることなどにより私的な通路的側面が大きい。70 rai 地区では路地ごとに居住者の路地自治組合があり、自治組合ではさまざまなことが議題となるとのことであり、この区画では自治組合の裁量と港湾への交渉により賃料の支払いもなく各々が自身の家屋のある向かいの土地を占有しているとのことである。個々の土地利用に多様な指向があるため雑多な方向性が入り混じった区画であるが、家屋の並び同様に個々の使用範囲に



家屋のある敷地と路地の概略図・平面



使用用途と境界



0 2 4  
unit=m

- : 家屋のある敷地部分・①\*      ■ : 家屋のある敷地部分・②\*
- : ①の私的使用部分・①α\*\*      ■ : ②の私的使用部分・②α\*\*
- : 共有部分（路地）                      □ : 私的通路的路地（Soi7）

\*・\*\* : ①から⑩は対面の①αから⑩αに対応する。

図 M-2 : Soi 6 と Soi 7 の間の区画の平面と区画割の概略図と空間使用・平面



図 38 : Soi 7 の私的化された路地（左）・O 氏の趣味の空間（右）

明確な境界がある区画である。

#### ・ 南側壁沿いの土地の使用

ケーハ・パタナ・2 通りとケーハ・パタナ・3 通りの間の中央に水路がある通路の突き当たりの路地である Soi 29 にある南側の水路沿いの敷地では、所有者が倒壊した家屋を撤去して南西角に小さな平屋建ての住居を建てて居住している。敷地北側の路地側は洗濯物干し場や駐輪場として周辺住民に開放されており、敷地の南東角の水路側を近隣の若者たちが闘鶏用の鶏を飼育する場所として使用している。この敷地の南側に水路を渡る橋があり、水路の岸の状態による差異はあるが、5 m 程の幅の南側の港湾の敷地との壁沿いの土地に闘鶏用の鶏の飼育訓練場がある。さまざまな材質と形状からなる板状の材料を木造の簡易な構造に組み合わせた簡易な建物の内部に放し飼いの鶏が走り回っており、いくつかの鶏の入った籠や飼育道具用の小屋、円形の闘鶏場などがある。この壁沿いの土地の使用にも許可や賃料の支払いなどはないとのことである。この敷地からの橋以外の橋は周辺には見られず、この闘鶏飼育訓練場を中心に両側に居住が可能な小屋や東屋などが少数ながら並んでおり、随時拡張しているとのことである。これらの建物には、この闘鶏飼育訓練場の関係者や知人が居住、あるいは生活の一部として使用しているとのことである。

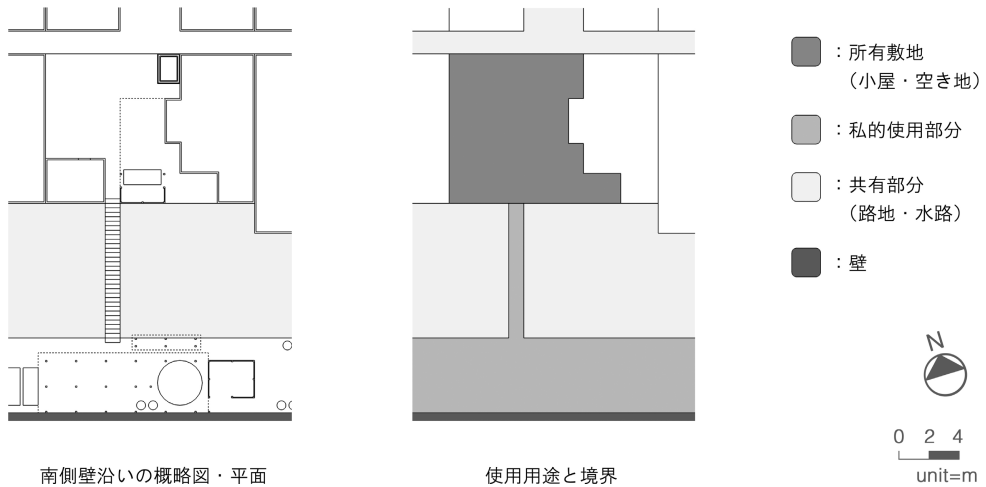


図 M-3 : Soi 29 沿い敷地と水路越し壁沿いの概略図と空間使用・平面



図 39 : Soi 29 の開放された敷地 (左) ・ 70 rai 地区南側水路 (右)

70 rai 地区の南東角であるケーハ・パタナ・1 通りの南の突き当たりと地区の南側の水路との角地に居住する Lek 氏 (63) は、この土地で農業を営んでいた家族に生まれ育ち、居住する家屋以外にも賃貸用の家屋を地区内に所有しており、他の親族もこの地区内で生活しているとのことである。以前は木

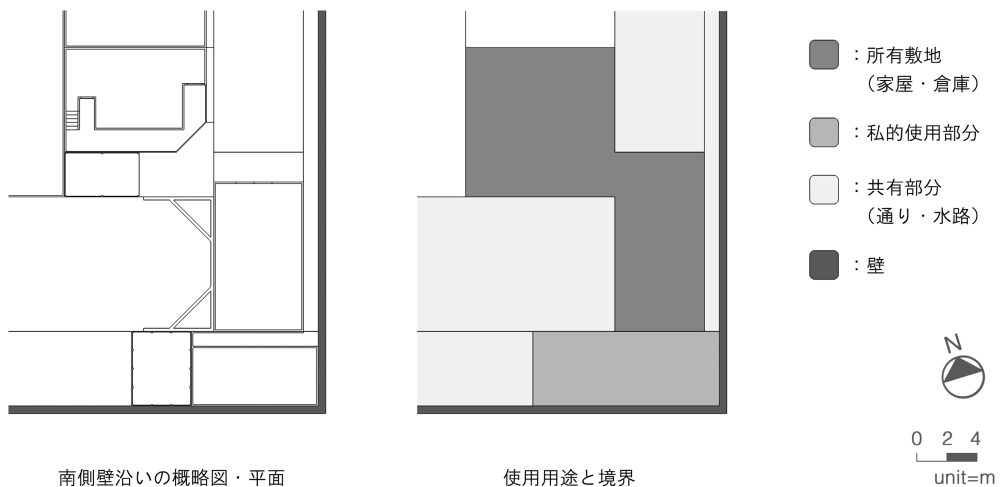


図 M-4 : Lek 氏所有敷地と水路越し壁沿いの概略図と空間使用・平面



図 40：Lek 氏の家屋と水路沿い駐車場（左）・南側壁沿いの Lek 氏使用部分（右）

造平屋建ての家屋であったが、現在は鉄筋コンクリート造 3 階建ての建物であり、以前は二階と三階を賃貸としていたが、現在は一人で居住している。70 rai 地区全体の居住者と同様に港湾に土地代を月 350 THB 支払っている。この家屋のある角地以外にも、水路の東端部分の倉庫と倉庫の南側の港湾の敷地と水路の間の壁沿いの土地も使用しており、南側壁沿いの土地には倉庫横の東側の港湾の敷地との壁沿いの通路により往来が可能である。以前は壁沿いの土地に東屋を建てて使用していたが、現在は使用していないとのことである。Lek 氏によると、南側の港湾の敷地との間の壁と水路の間の土地は賃料なしで自由に使用可能であるとのことである。地区の開発当初からこの地区に居住してきたため、南側の水路を渡ることができる角地の確保ができたことにより、壁沿いの土地を生活の一部として使用することができるが、水路によって隔たれているため、壁沿いの敷地はこの角地と闘鶏飼育訓練場とその周辺、および地区の東南角のいくつかの家屋による使用以外はほぼ使われていない。自由に使える十分な広さのある土地であるが、水路により隔たれているため使用が限られており、地区内では他に見られない放置された部分の多い土地である。

#### ・通り沿いおよび東側壁沿いの土地の使用

地区の中央を南北に走るケーハ・パタナ・2 通りは、両側に立ち並ぶ建物に店舗がいくつかあり、近年はコンビニエンスストアも開店した。建物の前には屋台や建物から張り出した飲食店、生鮮食品店、雑貨店などが見られ、駐輪しているモーターバイクや駐車している車も多く、交通量も多い 70 rai 地区の中心である。地区の西側を南北に走るケーハ・パタナ・3 通りの港湾の敷地との境界の壁沿いには家

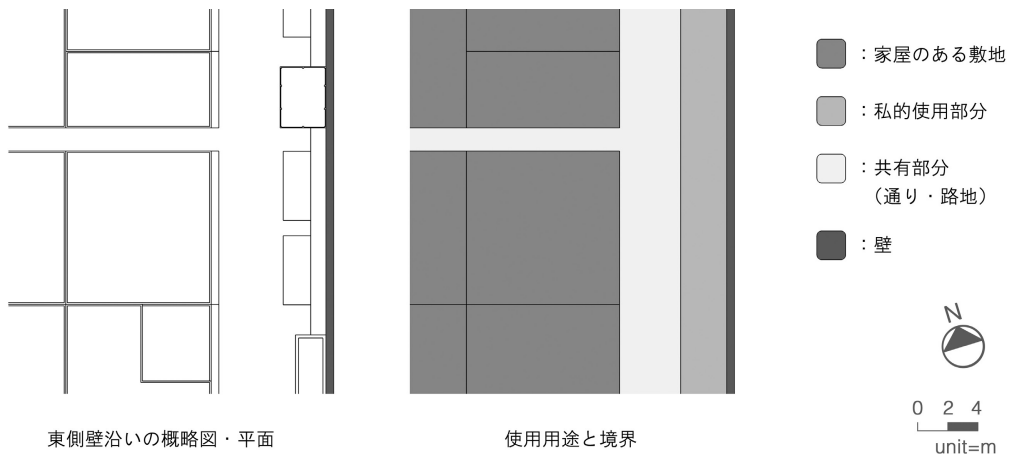


図 M-5：ケーハ・パタナ・1 通り東側壁沿いの概略図と空間使用・平面



図 41： ケーハ・パタナ・1 通りの壁沿い (左)・ケーハ・パタナ・1 通り (右)

屋が立ち並び、住宅区画として使用されており、商店は少なく、庭、駐車場、柵や壁で境界を作っている敷地が並ぶ。東側のケーハ・パタナ・1 通りと港湾の敷地との境界の壁との間は幅が狭く、住宅区画としてではなく、近隣の住民によってさまざまな形で使用されている。この東側の壁沿いはコンクリート製の蓋によりふさがれた側溝が通りに沿って設置されており、側溝と壁の間には樹木が植えられているところもあり、通り側には駐車している車やモーターバイクが並ぶ。この壁沿いの側溝と駐車部分にはバラック様の小屋や簡易構造物による屋根などが所々見られ、植木鉢などを並べた庭的なところや洗濯物干し場、鶏の飼育籠や不用品が積まれているところなど、さまざまな形で使用されており、個々の周辺住民による自由な使用が混在して並んでいる。通りの対面の敷地の使用者による使用ではないとのことであり、空いている場所を早い者勝ちで使用しているとのことである。また、前述のこの通りの突き当たりに住居する Lek 氏によると、この壁沿いの使用に関しても許可や賃料の支払いなどはないとのことである。

Soi 6 と Soi 7 の間の分割地は自治体の合意において、南側壁沿いの土地については水路による物理的な居住区画との分断によって使用の制限という違いはあるが、共有空間である路地や水路を挟んだ家屋敷地の使用者による対面の土地の使用が行われている。これら二つの例における共有空間を挟んだ空間使用では、間の共有空間である Soi 7 の路地や水路では私的な側面が大きくなっている。また、中央に

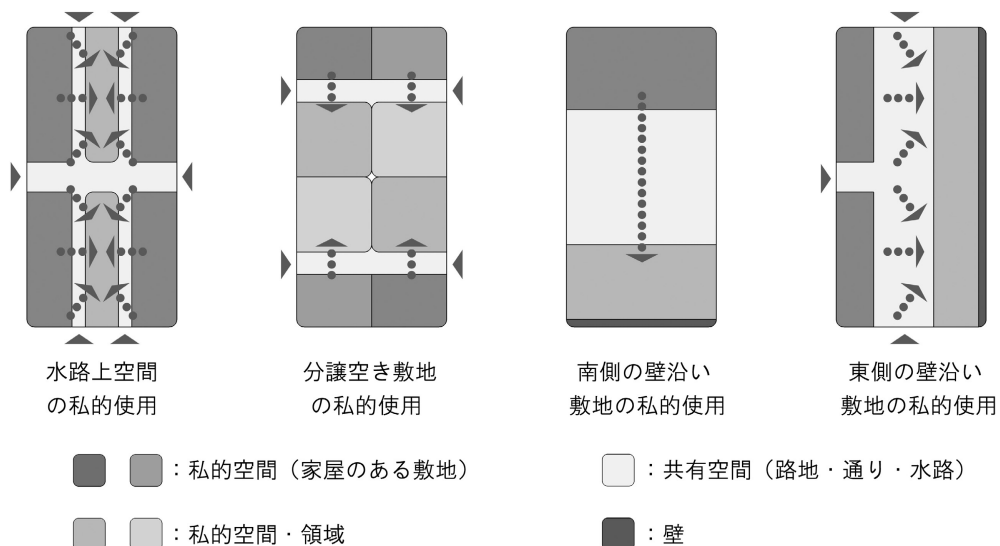


図 M-6：共有空間を挟んだ土地の使用における空間・領域分布の傾向

水路がある通路の水路上と東側壁沿いについては、共有空間を挟んだ対面の使用であることに限定されず、必ずしも共有空間を挟んだ敷地の住民による使用ではなく、空気ができれば他の住民が自由に使用可能な空間とのことであり、隣接した空間との関わりの薄い独立した空間となっている。

#### 4・中央広場の使用

70rai 地区の中央にあるケーハ・パタナ 2 通りの東側の Soi 20 と Soi 22 の間と西側の Soi 21 と Soi 23 の間の区画には、地区内では一番大きい共有空間がある。通りの東側の Soi 20 と Soi 22 の間には、通り沿いにスーパーマーケットや青果店などの店舗建物があり、その建物裏側には屋根付きのフットサル場があるスポーツセンターとムエタイジムがある。スポーツセンターの周りはムエタイジムのある北側を除き道路が囲み、駐車した車が並んでいる。ケーハ・パタナ 2 通りの西側の Soi 21 と Soi 23 の間の区画の通り沿いには、地区内では大きい店舗であるスーパーマーケットと飲食店があり、店舗裏にはゴミの分別収集業者の作業場がある。その西側の区画の際沿いは分割されており、簡易建物が区画を囲んでいる。中央の斜めになった格子状に分割された部分には簡易建物と駐車した車が整然と並んでおり、これらの簡易建物の大半がガレージや倉庫として使用されている。これらは壁と屋根で完全に囲んだところや施錠もされているところが多数確認でき、倉庫やガレージなどとして個人が私的に使用している

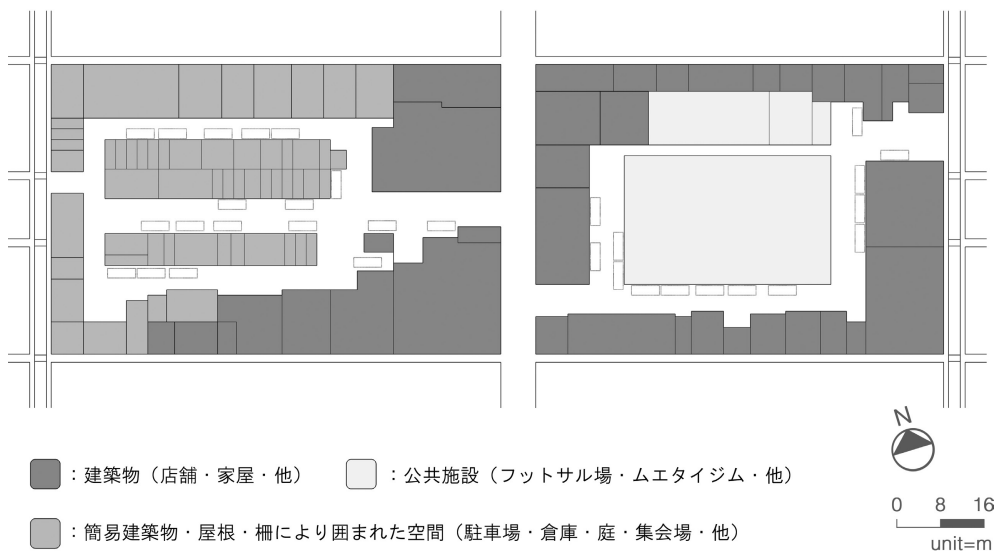


図 N-1：中央広場区画の概略図と空間使用・平面



図 42：中央広場西側区画 (左)・東側区画フットサル場 (右)

ところが多いように見受けられる。広場の南西角周辺は開放的に使用されている部分も幾つか見られ、車庫や物置場として使用されているところもあるが、簡易建物の中にテーブルとベンチを配置し集会場としていたり、庭的に整備されているところなどがある。この区画は一定の規則に基づいた周辺住民による使用が見て取れる共有空間である。

#### (4) ダムロンラティ・ピパット通り南側と西側の集合住宅区画の共有空間使用

##### 1・ダムロンラティ・ピパット通り南側の集合住宅区画における共有部分の使用

ダムロンラティ・ピパット通り沿いのショップハウスの南側の区画に建つ4棟の集合住宅であるNo. 19棟からNo. 22棟はダムロンラティ・ピパット通りと並行に2棟ずつ並んでおり、塗装などの軽微な外観の差異はあるが、約18m×55mの鉄筋コンクリート造の長手方向の両端に階段ホールのある同形状の5階建て集合住宅建物である。1階から5階までが中央に共有の通路がある同じ平面構成であり、通路の両側に12戸ずつ各階24戸の住宅用の戸が並ぶ。建物長手方向の中央にも建物への入り口があり、建物の裏側に抜けることができる。通路に面した各戸への玄関の扉と窓には鉄の柵が設置されており、建物の外側に面した各戸のテラスの開口部にも鉄柵が設置されている。通路が建物内部にあることもあり通路には物が置かれていることは少ないが、外部に面した階段ホールと中央の通路が交わる部

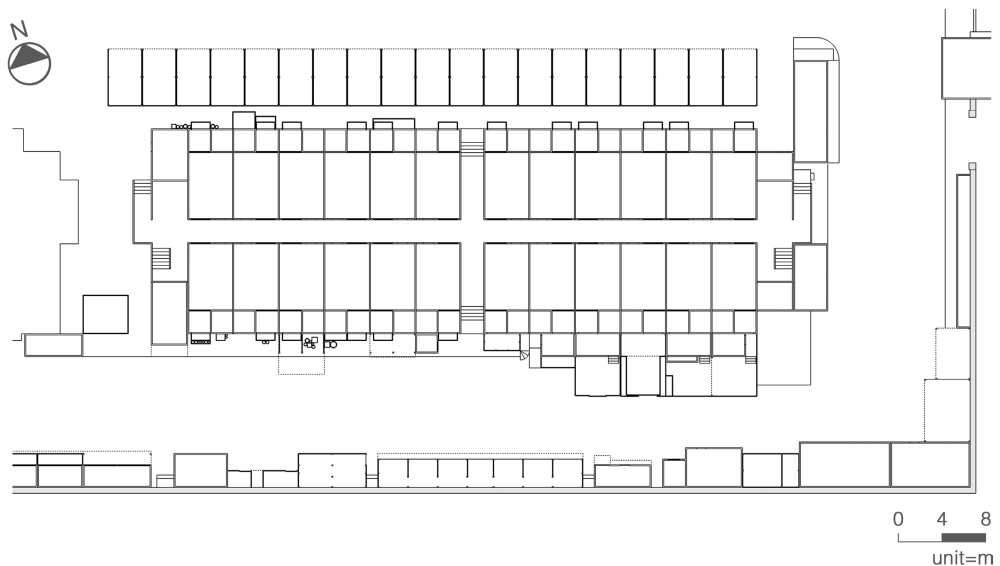


図 O-1：集合住宅区画南東角および No. 22 棟-1 階の概略図・平面



図 43：中央駐車場（左）・中央駐車場における空間使用の例（右）

分の2~5階の開口部が洗濯物干し場として使用されているところもある。

東側中央の入り口から区画に入ると、中央に約20mの幅のある駐車場があり、白線で区切られた車両駐車スペースが南北両側の建物沿いに並んでおり、白線で区切られた車両駐車スペースの前にも駐車された車やモーターバイクが並んでいる。車両駐車スペースは簡易の屋根が設置されているところが大半であるが、側面が日よけ膜などによって囲まれている簡易的な仕切りだけでなく、壁を設置して駐車場としてのみならず物置場として使用しているところや、簡易建物による庭的空間やキッチンを設置しているところ、携帯電話と家電の修理店として使用しているところなどさまざまな形で使用されている。また、車両駐車スペースと建物との隙間に1階の戸を拡張して住居の一部としているところもいくつか見られる。住宅建物の南側にはダムロンラティ・ピパット通りからのL字型の通りが西にはしる部分と面しており、南側の港湾の敷地との間の壁沿いには店舗や倉庫として使用されている平屋建ての建物が並ぶ。この通り沿いの2棟の住宅建物の南側の1階部分は、1階の住宅戸を増築しているところや簡易建物が建てられているところ、柵で囲った庭を造っているところなどのさまざまな形での1階の住宅戸の拡張がされている。材料や形状、大きさに統一性はなく、個々の家主の意向に基づいた拡張である。区画の西側は、南西角に西からの壁沿いの通り、中央に倉庫が建っており、北西角には駐輪場

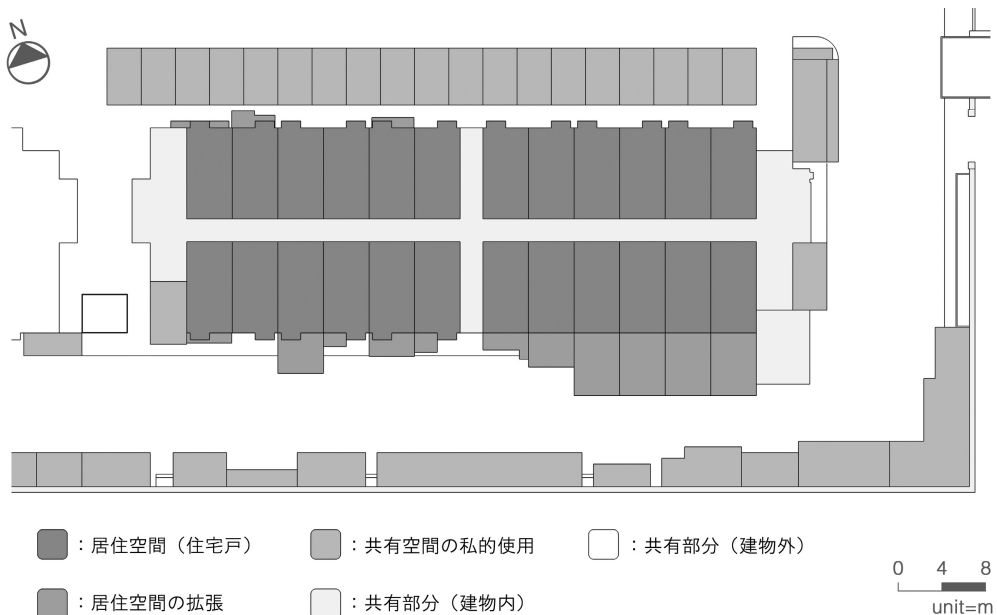


図 O-2：集合住宅区画南東角および No. 22 棟-1 階の空間使用・平面



図 44：南側壁沿い（左）・No. 22 棟南側住宅戸拡張例（右）

と公園があり西側の区画と隔たれている。北西角の公園の東側に隣接して木造の住宅が数軒敷地内に建てられており、集合住宅建物北側への通路を塞いでいる。区画の北側はショップハウスの裏側に面しており、木造の住宅により西側の出入りが制限された閉じられた空間である。主に駐車場として使用されており、南側に比べて軽微ではあるが、建物の1階の各戸による住宅戸の拡張も見られる。この集合住宅の組合長である White 氏（62）によると、これらの住宅建物周りや壁沿いなどの区画内の空いている空間は、個々の居住者が空いている空間を早い者勝ちで占有して使用しているとのことである。

## 2・ダムロンラティ・ピパット通り西側の集合住宅区画における共有部分の使用

クロントイ地区西側部分の区画に建つ No. 11 棟から No. 18 棟は鉄筋コンクリート造の約 10 m×80 m の2棟の建築物を長手方向両端の階段ホールでつないだ、中央に吹き抜けのある細長い口の字型の平面の8棟の同形状の5階建て集合住宅建物である。これらの集合住宅建物が北西方向に建物長手方向を面してV字型に並んでいる。各棟の吹き抜け側に通路があり、中央の吹き抜けを囲んでおり、片側の棟の各階に18戸ずつ、各階計36戸の住宅用の戸が並ぶ。階段ホールでつながれた2棟のうち1棟の1階部分はピロティとなっており、駐輪場や小集会場などに使用されているところや一部を簡易建築物により店舗として使用しているところ、建物の構造に沿って部屋として増築し、飲食店などの店舗や企業団

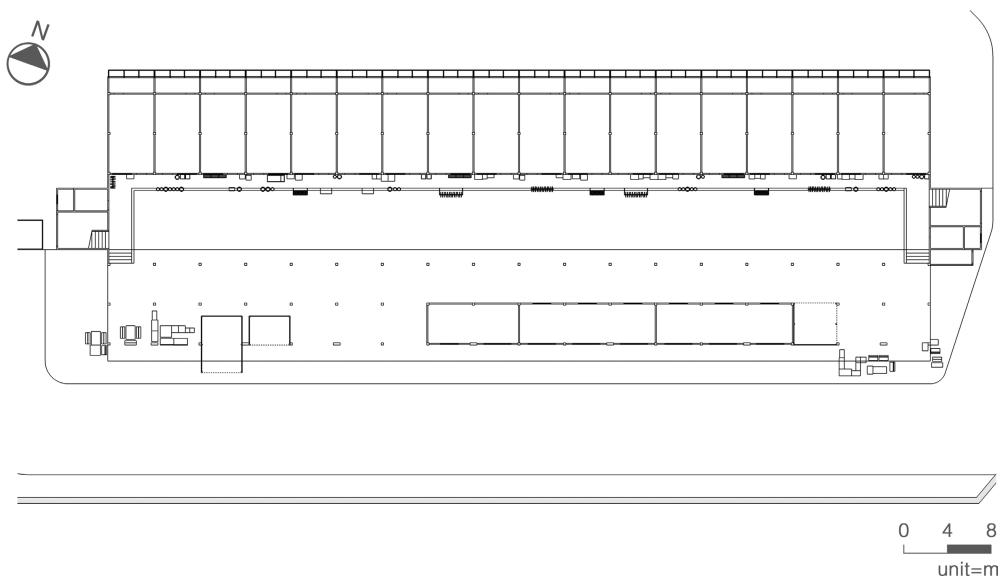


図 O-3：集合住宅区画西端 No. 18 棟1階の概略図・平面



図 45：No. 18 棟外観（左）・No. 18 棟のピロティ部分（右）

体の事務所として使用しているところもある。この集合住宅建物においても、大半の各住宅戸の通路に面した玄関の扉と窓、テラス部分の外への開口部にさまざまな色で塗装された鉄の柵が設置されている。

この建物のピロティ部分や階段ホールと通路部分は共有部分であるが、通路部分は個々の戸が植木鉢やオブジェによる装飾を施しているところや洗濯物干し場としてしているところ、家財道具および靴箱、椅子やベンチなどの家具やリヤカーや仕事用の道具など、さまざまな物が通路に置かれているところなど、各戸の生活空間の拡張的な使用がされている。これにより、階段ホールや建物の出入口へは他の住民が私的に使用している空間を通ることになる。この共有空間である通路の共有での使用を認識しながらの個々の住民による空間の使用、個々の住民の私的な空間使用を認識しながらの通路としての共有使用は、クロントイ地区内の住宅密集地区の路地や空き地と同様に、もともとの機能の中に共有的な領域と私的な領域が混在、重複した曖昧な空間的性質がある。

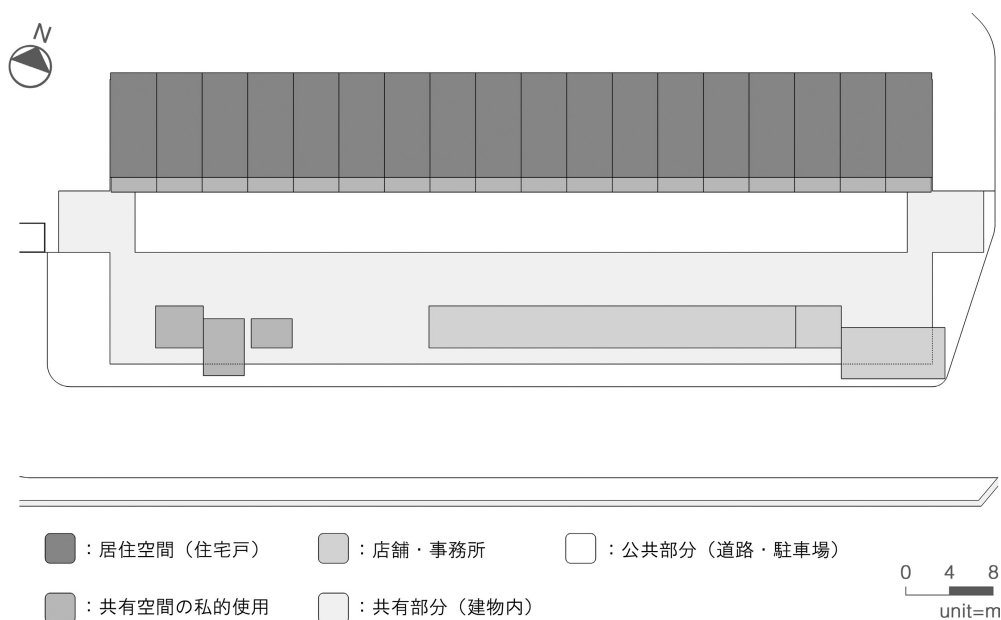


図 O-4：集合住宅区画西端 No. 18 棟-1 階における空間使用・平面



図 46：通路の空間使用例

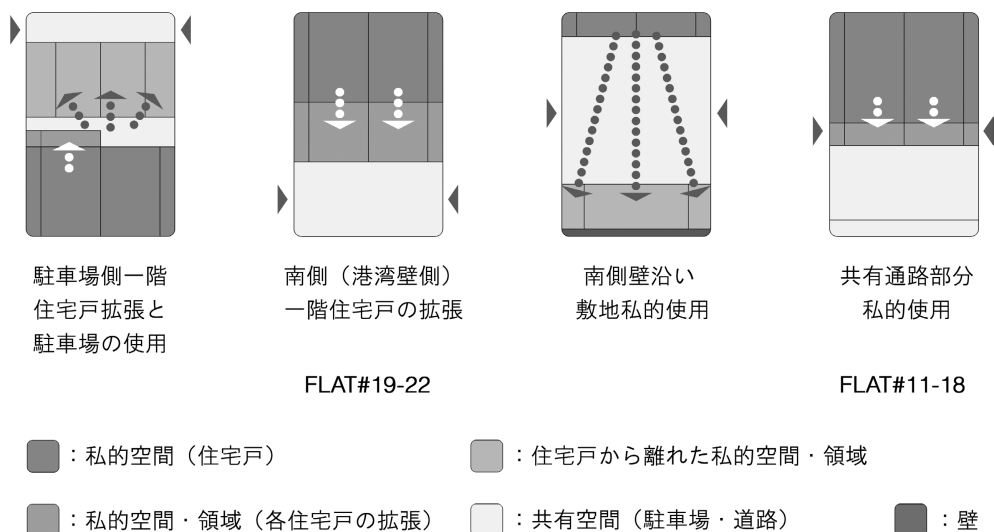


図 O-5：集合住宅区画における空間・領域分布の傾向

### 3・ダムロンラティ・ピパット通り西側の集合住宅区画における公共空間：15分公園

集合住宅区画の西端である No. 18 棟の西側に、2022 年よりバンコク都庁（BMA）主導で行われている「グリーン・バンコク 2030」の一環である「15分公園」（15 minutes park）<sup>\*3</sup> の一つである柵に囲まれた公共空間がある。管理建物、樹木・植え込みや芝生、整備された通路や多目的空間、分別用ゴミ箱などが設置された小規模の公園であるが、住民によると日常生活の中で使用されることは稀であるとのことで、住宅建物の周辺とピロティ部分のテーブルとベンチ、机、椅子などが置いてある部分や飲食店、駐車場にも使われている道幅の広い部分の道端や、住宅や商店の建物の前などの個々人の私的な生活空間の延長となる空間に人が集まるとのことである。

「15分公園」構想は、15分以内のアクセス、緑地の拡大、健康と幸福、環境機能、コミュニティーの共創と公平性の五項目を中心とした多角的な目標<sup>\*4</sup> を設けており、徒歩 15 分、800 m 圏内の住民への緑地の提供を主目的としている。近隣の住民が集う場所としての役割は、その一側面でしかない。また、以前までの生活習慣への介入や公共空間への規制ではなく、高速道路や幹線道路の高架下の有効利用や不使用建築物の再利用などの例<sup>\*5</sup> からも都市内に点在する使用されていない空間の活性化による周辺住民の生活環境の改善および進歩に向けた新たな場所の提供という側面が大きい構想であることが確認できる。

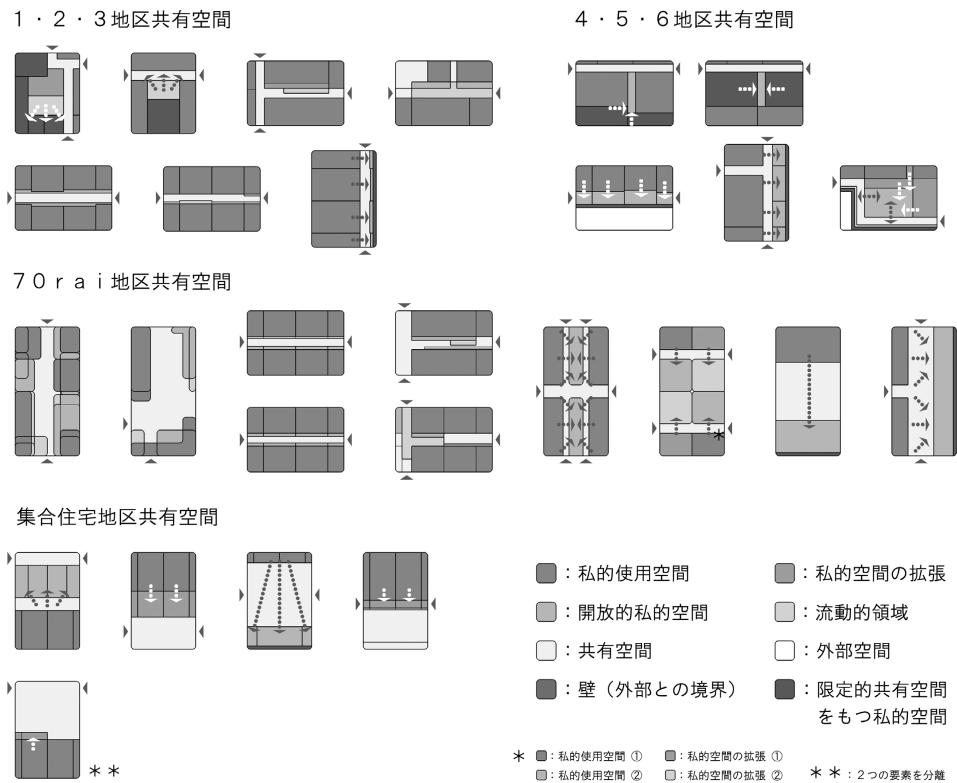


図 47：集合住宅区画内の 15 分公園（左）・柵に囲まれた外観（右）

これは、個々人の私的な空間との連続性を持った領域の増幅と、その各々が増幅した領域の交わる部分や重なる部分に生じた共有的に使用される空間や領域、長い時間の間に周辺住民の生活環境の変化の中で構築されてきた共有的に使用されている空間と、境界を設置して空間を規定し、多種多様で緩やかではあるが用途や目標を設定した空間が生活環境の中において明確な違いを持っていることが確認できる事例の一つである。

### (5) クロントイ地区の共有空間と空間使用の類型

この論稿において述べてきたクロントイ地区の各地区における共有空間の使用状況をまとめると図P-1となる。1・2・3地区と4・5・6地区では類似の地区構造による類似の共有空間の使用状況があるが、この論稿において事例を挙げた地区に集約している。



図P-1：クロントイ地区全体の共有空間における空間・領域分布の傾向

図P-1の各地区の共有空間における空間使用は、各地区の成り立ちと発展の経緯からの違いなどから視認できる形態としては異なるものとして表れているが、共有空間における私的な空間の構築と私的領域の浸食による変化および私的空間の共有使用という側面からクロントイ地区全体の共有空間を分類すると、70rai地区と集合住宅地区における家屋と住宅戸の拡張による共有空間の私的な使用による私的空間と開放的私的空間あるいは私的領域（①）、1・2・3地区、4・5・6地区と70rai地区における屋根などの構造体の設置や素材の変化、キッチンの設置などの機能的拡張による時間的変移のなかの流動的な領域がある共有空間（②）、4・5・6地区の東端地区の南側にある職業訓練校の敷地との壁沿いの路地と西側の集合住宅地区の住宅建物の通路における共有空間の私的な使用による私的領域と共有領域の重複や1・2・3地区と4・5・6地区における整備された空き地などの私的領域と共有領域の曖昧な空間（③）、70rai地区内に8カ所ある空き地における隣接した敷地と周辺住民による共有空間内の私的使用による私的空間や私的領域の配置と、私的空間や私的領域から共有空間への空間域の段階的な変化と路地からの出入口などによる共有空間の保持による空間構成の傾向（④）、共有空間を挟んだ対面

の敷地の私的使用により生じる共有空間の在り方の変化、70rai 地区の Soi 7 のような私的空間あるいは領域の間の共有空間の私的な側面への偏重 (⑤-A)、同じ使用者による複数の私的空間あるいは領域の間に共有空間がそのまま共有的側面を保持している形態 (⑤-B)、共有空間に囲まれた敷地や地区際の土地における共有空間の自由な使用による独立した私的空間あるいは私的領域 (⑥)、1・2・3 地区と 4・5・6 地区における私的な空間の限定的な住民への開放 (⑦-A) と限定的な家屋による隙間的空間の使用 (⑦-B) による限定的な住民による共有空間、1・2・3 地区と 4・5・6 地区の不均一家屋の配置と後の路地の舗装により家屋と路地の間にできた私的空間内の開放的な私的空間あるいは私的領域 (⑧) の 8 つに図 P-2 のように類別される。⑦-A は私的空間の開放による共有空間の創出であり、⑧ は共有的側面が大きいところもあるが、私的空間内の空間域の変化による開放的な私的空間あるいは私的領域である。

①		私的空間の拡張による共有空間内の私的空間と開放的な私的空間あるいは私的領域
②		構造体や機能的拡張、人の活動による流動的な領域がある共有空間
③		私的空間の拡張などによる私的領域と共有領域の重複による曖昧な空間
④		共有空間における私的空間や私的領域の配置からなる空間域の段階的变化と、出入り口による共有空間の保持からなる空間構成の傾向
⑤	A  B	共有空間を挟んだ対面の敷地の私的使用 A : 間の共有空間の私的な側面の偏重 B : 間の共有空間の共有的側面の偏重
⑥		共有空間に囲まれた敷地の自由な私的使用による独立した私的空間あるいは私的領域
⑦	A  B	A : 限定的な住民への私的空間の開放 B : 限定的な住民による共有空間
⑧		私的空間内における共有空間に隣接する開放的な私的空間あるいは私的領域

図 P-2 : クロントイ地区の共有空間における空間・領域分布の類型による分類

(6) クロントイ地区における緩衝地帯的空間と 70 rai 地区における空間分布

図 P-2 の各分類において、地区内の各場所における実際の状況にはいくつかのパターンがあることも考慮したうえで、空間と領域の働きから構成される各分類における空間構成の概要図を図 Q-1 に示す。

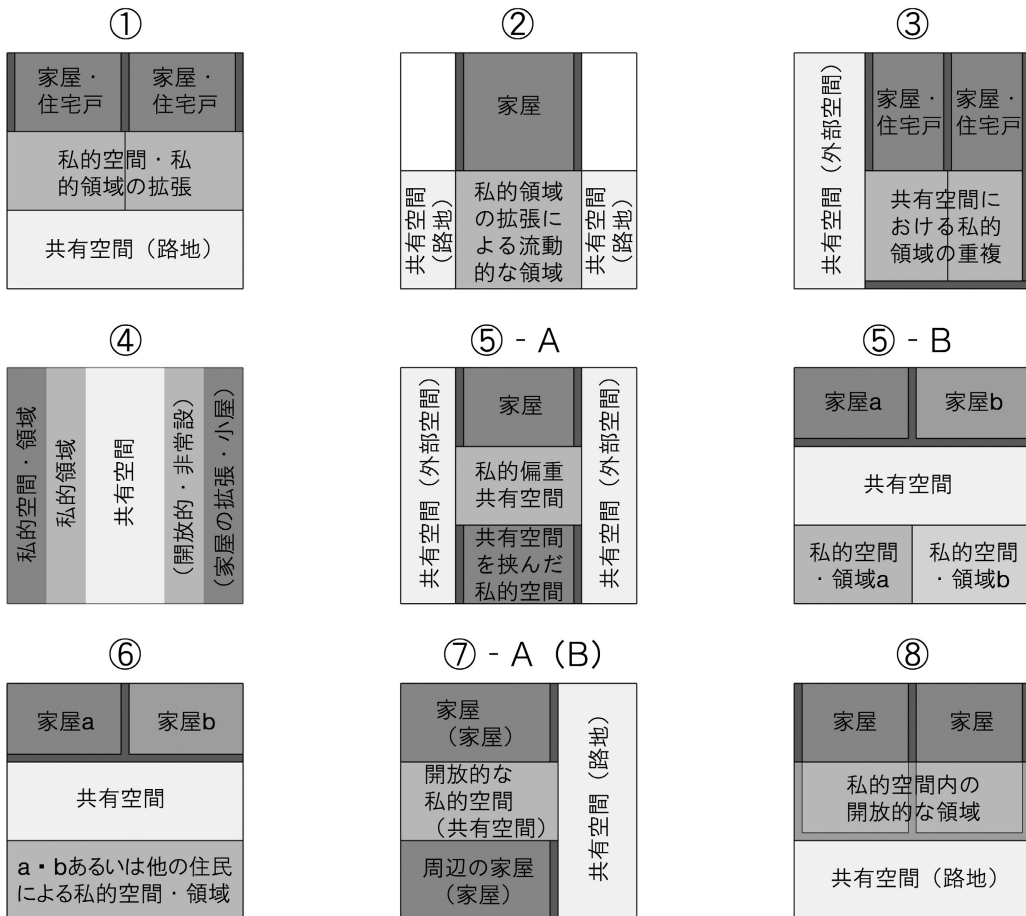


図 Q-1：共有空間の各類型における空間構成傾向の概要図

図 Q-1 の概要図より、①～⑤-A では、もともとは共有である空間における私的な使用により、私的な空間である家屋や住宅戸と共有空間の間に中間的空間である緩衝地的な空間が形成されている。①では共有空間内で私的空間、開放的私的空間あるいは私的領域である路地内の常設、非常設を含めた、家屋や敷地の拡張部分が緩衝地的空間となっている。②では屋根などの構造体や機能的拡張、人の活動による流動的な領域が緩衝地的空間となり、③では家屋や住宅戸の拡張などによる路地や通路の私的領域と共有領域の重複などによる曖昧な空間が緩衝地的空間となっている。④の空間構成の傾向からは共有空間において角や外周部分に家屋の拡張や小屋などの私的に占有された空間や領域が配置され、それに伴い非常設の物の配置や私的な比重が大きい開放的な空間域が中央の共有空間との間の緩衝地的空間となっている。⑤-A では共有空間を挟んだ対面の敷地の私的使用により私的な側面が偏重した路地などの共有空間が緩衝地的空間となっている。

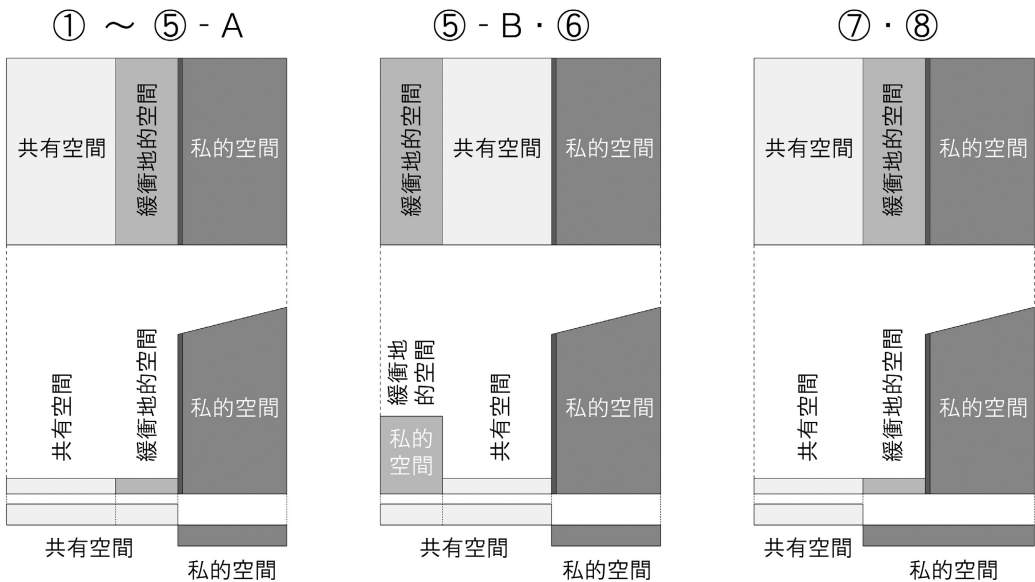
⑤-B と⑥およびケーハ・パタナ 2 通り西側の中央広場は、家屋のある敷地から離れた独立した私的空間あるいは私的領域である。4・5・6 地区の東側壁沿いや 70 rai 地区の Soi 6 のように対面に居住する使用者の生活の拡張となっているところ (⑤-B)、70 rai 地区の水路上や東側壁沿い、No. 19 棟から No. 22 棟の集合住宅区画の南側の壁沿いのように独立した私的空間あるいは領域が独立した空間構成を

持っているところ(⑥)もある。これらは、使用者の私的空間から二次的に独立した空間構成を持っている。この二次的な空間構成である⑤-Bと⑥およびケーハ・パタナ2通り西側の中央広場には、⑤-Bの1・2・3地区と4・5・6地区の路地を挟んだ壁沿いの敷地の駐車場や駐輪場、洗濯物干し場などの個々の生活の延長である一時的な使用や、テラス的な部分や庭的な部分のような開放的な使用、⑥の水路上の庭的な箇所や、ケーハ・パタナ2通り西側の中央広場の南西角の区画における庭的な箇所や集会場などのように、私的な生活環境において開放的に使用できる部分、あるいは使用者による周辺との関わりを構築している窓口的な場所として、住民が個々人の私的な空間を保持しながら段階を置いて周辺と交流することができる場所としての機能も有している空間となっている。これらは私的な使用でもあるが共有的な側面を持っており、物理的な私的空間と共有空間の間の緩衝地的空間ではないが、私的空間内の生活と共有空間内の活動の中間的な位置づけの場所となっており、使用している住民の私的空間内の生活と直接的な関係を有しない緩衝地的空間である。



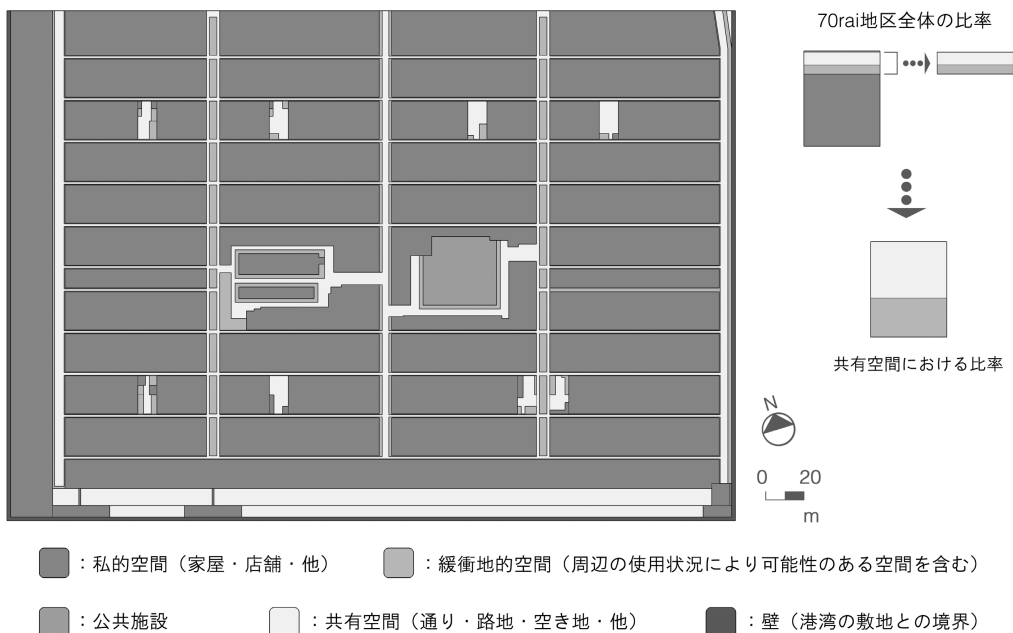
図 48：水路上の庭（左）・中央広場西側区画の集会場（右）

⑦-Aと⑧では、もともとは私的な空間の開放的な使用により、もともとの私的な空間である家屋と共有空間の間に緩衝地的な空間が形成されている。⑦-Aは所有者により周辺に開放することを意図して造られた部分が私的空間である所有者の家屋とそれを囲む家屋の住民との間の緩衝地的空間となって



おり、同時に共有空間である路地との間の緩衝地的空間である。⑧は1・2・3地区と4・5・6地区の成り立ちからくる私的空間内にある家屋と共有空間の間隙的な私的空間使用が共有空間との間の緩衝地的な空間となっている。⑦-Bは、路地に面していない家屋への通路や小庭的空間などのように、地区の成り立ちからくる不均一な家屋の配置による隙間の使用による限定的な住民による共有空間が緩衝地的空間となっている。これらを考慮したクロントイ地区の私的空間と共有空間の関係における緩衝地的空間の配置の概要を図Q-2に示す。

1・2・3地区および4・5・6地区では路地や家屋の配置、家屋の大きさや形状が不均一なため、区画計画に基づいている70rai地区を例とする、私的空間、共有空間、直接的と間接的を合わせた緩衝的空間の概略的な分布と空間の比率は図Q-3のとおりである。地区内に細かく点在する屋根などの構造体や人の活動による流動的な領域の変化のある空間を含めない緩衝地的空間はダムロンラティ・ピバット通り南側の70rai地区全体(約100,500m<sup>2</sup>)においては1割に満たない(約9,100m<sup>2</sup>)が、全体の1/4弱を占める公共施設を含めない共有空間(約23,200m<sup>2</sup>)においては4割弱を占める。



図Q-3：70rai地区における空間の分布の概略図・平面および空間の比率

この緩衝地的空間はもともと計画されたものではなく、生活環境内の共有できる空間の中で生活を営む時間の中において場所に応じて住民により形作られていったものである。各緩衝地的空間については、地区の空き地における店舗や家屋の延長として使用している人々の話などからも、周辺住民間での了解による使用と対外的な認識の違いや、実際には無断使用であることの認識は持っており、公式的な空間所有と使用の規定を認識したうえでの使用であることは確認できる。また、各家屋における境界については、犯罪が多い地区である不安から、窓や扉に鉄柵が設けられているところや二重扉、段階を置いた玄関の配置などの防犯対策を施している家屋が多い。これにより、個々の住民が占有している私的空間の境界は明確に存在するが、それによる閉塞感は地区内に蔓延っておらず、外形的には個々の敷地間での分けや共有部分との境界が不明瞭になっているところが多数散見される。これは地区内各所においてさまざまな形で存在する緩衝地的空間により、外部から認識できる部分における私的空間と共有空間の境界を緩やかにしていることが一因となっている。この公式に認可され計画されたものではない、生活環境における時間の積み重ねの中で生まれた小さな空間はクロントイ地区を集落として形作る要素の一つである。

## 5. おわりに

クロントイ地区には、周辺住民との関係性や用途などによって、私的空間と共有空間の間における明確に認識できない境界が多い。また、共有空間内において私的に使用されている部分の境界は、壁などで明確にされているものから開放されているものまでさまざまな形態がある。これらの境界周辺の空間には、実際の各状況における差異はあるが、共有空間を私的に改変して使用するだけでなく、その空間を再度共有することによる同一空間における多層化や、時間の変移のなかでの共存、各個人により相互にもたらされる変化への許容と協調などにより、段階的な空間の域の変化のある空間、あるいは流動的な変化のある空間が形成されている。クロントイ地区では、地区全域においてこれらの共有空間と私的な空間の間の中間的空間がさまざまな形で多数確認できる。現地における共有空間についての多数の人々の見解の要約として、「空いている空間（共有空間）は、誰が使ってもいい空間であり、誰が占有しても、誰が改変を加えてもいい空間である。そして、改変された空間は誰もが使ってもいい空間であり、誰が使うことも許容される空間である。」という共通認識があり、クロントイ地区内の共有空間ではこれが確認できる形で顕現されているところも多い。家屋が増えていくことや敷地の状態の変化により生じた隙間的空間は、個人あるいは周辺との協調のうえで自由に使用できる空間であり、路地や通路は人が行き来するための通行という機能を持った空間であると同時に、人々が各々の考えに基づき自由に使用できる共有の空間であり、空き地は、私的な占有部分もあるが、個々が自由に改変して使用できる空間であると同時に、改変部分も含めてすべての周辺住民により使用できる空間である。

これらの共有空間の使用とその役割は地区の生活環境を形成している重要な要素の一つである。現地での説明によると、度重なる地区開発計画で提案される高層集合住宅における、各世帯の占有する室内空間と共有部分を明確に規定し、各戸の室内面積や戸数に重きを置いて計画された住環境は、地区住民の生活の一部である近隣との関係性の構築やコミュニティーの存続という観点においては隔たりがあるとのことである。提案における共有部分は必要な機能を満たしており、各個人の生活に必要な占有空間の大きさや戸数の確保は重要であるが、各個人の占有領域を明確に保ちながらも、個々の生活環境を周辺に広げることによる周辺の人々との関係性を構築してコミュニティーを形成していくという側面から必要になる余白である中間的空間、例えば、機能上の必要以上の大きさを持つ共有空間や役割が規定されていない隙間的空間などの、不必要と捉えることもできる住民の使用に託された曖昧な中間的空間も、共有空間に対する共通認識を持つこの地区の住民の生活環境の構築に重要な要素である。

この論稿においては詳細には触れていないが、タイの伝統的な木造住宅建物の類型である、2階の居住空間に対する1階の開放的な空間の使用や、大家族用の住宅建物に見られる幾つかの部屋が面した大きな開放的な空間あるいは広い廊下の空間に隣する各部屋間との関係性と開放的な空間の使用、運河沿いなどに残る木造長屋における共用テラス兼外部への共用の通路などは、この論稿で述べたところのクロントイ地区の緩衝地的空間と同類型の空間的な性質および役割を持っている。現在の生活環境においても、バンコク内に残存する古くからある集落では、洗濯物干し場や駐輪場として使用されて通行がほぼ遮断されている路地、コンクリートによる運河の整備に伴う運河上のコンクリート製の梁の上に植木鉢などを並べて庭園化しているところ、線路沿いの集落における複線の線路間に置かれた植木鉢や簡易キッチンなど、私的な生活の一部の共有空間への拡張が頻繁に見られる。また、郊外の大通り沿いのショッピングハウス前やマーケットの各区画の前面の通路に並べた商品による張り出し、BTS アリー駅周辺のような幾つかの屋台が集まっている路上、戦勝記念塔周辺に幾つかある地域に根ざした中規模のショッピングモールの通路沿いや地階の中央空間などでは、雑多な中において境界が曖昧になっている段階的な空間の域の変化のある空間、あるいは流動的な変化のある空間が形成されている。これらは、バンコクの現代社会の生活環境の中における、私的占有部分と共有部分の間あるいは共有空間の共同使用における小さな緩衝地的空間と捉えることもでき、都市空間内の生活環境における空間の使用とその役割という観点において、地理的場所性からくる文化的な背景を伴う重要な要素である。

(にしほり たかし 客員研究員)

## 注：

- \*1：クロントイ港とバンコク港：耕作地（水田）が広がっていたチャオプラヤ川沿いが1937年から1939年に行政により2,000 rai（1 rai（ライ）=1,600 sqm）の土地の収用が行われ、戦争を挟んで1947年にクロントイ港事務所が開設された。1951年に港湾局に引き渡され、現在のクロントイ港に発展してきた。
- \*2：2025年3月時点のドゥアン・プラティーブ財団による情報
- \*3：都市デザイン開発センター（Urban Design and Development Center）の調査によると、バンコクの一人当たりの緑地面積は約7.49 m<sup>2</sup>であり、世界保健機関（WHO：World Health Organization）が推奨する9 m<sup>2</sup>を下回っている。これを受けて、2022年にバンコク都庁（BMA：Bangkok Metropolitan Administration）は、人々の自宅から徒歩15分以内（半径約800メートル）に緑地を提供することを目指す、「15分公園」（ポケットパーク）（15-minute park (or pocket park)）構想を開始した。この構想は「グリーン・バンコク2030（Green Bangkok 2030）」主要課題となるもので、BMAは、100万本の植樹という目標と共に、2030年までに一人当たりの緑地面積を10 m<sup>2</sup>に増やすことを計画している。
- \*4：「15分公園」の主な目的：①15分以内のアクセス－各公園は約800メートル、または徒歩15分以内でアクセスできる。②緑地の拡大－2030年までに一人当たりの緑地面積を約7.49～7.6 m<sup>2</sup>から10 m<sup>2</sup>に拡大。③健康と幸福－近隣への公園の建設により、散歩、運動、リラクゼーションを促し、心身の健康に貢献する。④環境機能－都市の冷却、塵埃の捕捉、CO<sub>2</sub>吸収、生物多様性の維持といった機能、および、既存の都市公園などの大規模な緑地への足掛かりとしての機能。⑤コミュニティの共創と公平性－多くの公園は、官民パートナーシップ、コミュニティ・クラウドファンディング、または土地寄付を通じて開発されており、参加型設計により各公園は地域のニーズを満たし、社会的なつながりを強化する。
- \*5：高架下使用の例として、バンプラット交差点高架下（under the Bang Phlat intersection flyover）の空き地に建てられている約496 m<sup>2</sup>の小公園であるスアン・ウィティー（シリントーン15分公園）（Suan Withee (Sirindhorn 15-Minute Park)）や、スクンビットソイ50（Sukhumvit Soi 50）のチャルムマハナコーン高速道路（Chalerm Mahanakorn Expressway）の下に2024年に建設予定の、スアン50スク（15分ハピネスパーク）（Suan 50 Suk (15-Minute Happiness Park)）がある。不使用建物使用の例としては、スクンビット95ソイ（Soi Sukhumvit 95）の端に位置する、214 m<sup>2</sup>の敷地面積の建物を使用した、垂直に伸びるツリーハウス構造の遊び場を備えた小公園のツリーハウス95プラカノン（Tree House 95 Phra Khanong）がある。

## 参考文献：

- 1：ドゥアン・プラティーブ財団の40年「スラムの天使」の歩みと闘い1978年～2018年、ドゥアン・プラティーブ財団、2018
- 2：“Suan San Pocket Park - turning a vacant plot into a public park within 15 minutes walking distance.”, Shma Company Limited  
<https://shmadesigns.com/project/suan-san-pocket-park/>
- 3：“Evaluating 15-minute parks’ improvements to the social environment, mobility and health: a case study of Bangkok’s pocket parks.”, British Academy, 2023  
<https://www.thebritishacademy.ac.uk/projects/evaluating-fifteen-minute-parks-improvements-to-the-social-determinants-of-urban-health-and-wellbeing/>
- 4：“New project uncovers the impact of small urban green spaces.”, Stockholm Environment Institute, 2024  
<https://www.sei.org/features/new-project-uncovers-the-impact-of-small-urban-green-spaces/>
- 5：“Bangkok creating 101 pocket parks on area twice the size of Lumpini Park.”, Asia News Network, 2022  
<https://asianews.network/bangkok-creating-101-pocket-parks-on-area-twice-the-size-of-lumpini-park/>
- 6：“The green way forward: expanding Bangkok’s pocket parks.”, JLL Research, 2023  
<https://research.jllapsites.com/the-green-way-forward-expanding-bangkoks-pocket-parks/>
- 7：“Sustainable Development Goals Report for Asia-Pacific.”, United Nations ESCAP, 2023  
[https://www.unescap.org/sites/default/d8files/event-documents/ESCAP-CED8-2E\\_0.pdf](https://www.unescap.org/sites/default/d8files/event-documents/ESCAP-CED8-2E_0.pdf)
- 8：“Bangkok Opens 15-Minute Park Under Bang Phlat Flyover for Exercise and Pollution Control.”, Nation Thailand, 2025  
<https://www.nationthailand.com/thailand/bangkok/40046875>

- 9 : “Bang Phlat’s 15-Minute Park: Bangkok’s New Urban Oasis Revolution.”, Thai News, 2025  
<https://thai.news/news/thailand/bang-phlats-15-minute-park-bangkoks-new-urban-oasis-revolution>
- 10 : “Living in Bangkok’s Fastest Growing Neighborhood.”, The Big On Nut Guide  
<https://www.expatden.com/thailand/living-in-onnut/>
- 11 : “‘Tree House 95 Phrakhanong’ responds to Bangkok’s ‘15-Minute Pocket Parks’ initiative.”, Nation Thailand, 2024  
<https://www.nationthailand.com/blogs/health-wellness/40037874>